

Know today, Power tomorrow

知る、つなぐ、未来を拓く

第**54**回

定時株主総会 招集ご通知

事前の議決権行使をいただく場合

議決権行使期限

2026年9月24日(木曜日)
午後5時30分まで

当日ご出席されない場合は、インターネット又は議決権行使書の郵送による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会終了後の株主懇談会の実施は予定しておりません。

また、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

開催情報

日時	2026年9月25日(金曜日) 午後1時(受付開始 午後0時15分)
場所	〒101-0022 東京都千代田区神田練堀町3番地 富士ソフトアキバプラザ 5階 アキバホール
決議事項	(会社提案) 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役(監査等委員である者を除く) 5名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 (株主提案) 第5号議案 自己株式取得の件 第6号議案 社外取締役の員数に関する 定款変更の件

株式会社インテージホールディングス

証券コード: 4326

ごあいさつ

**「豊かで可能性の広がる社会の創造」に寄与する事業活動を通じて、
あらゆるステークホルダーの期待に応え、
信頼される企業体としての責任を果たしてまいります**



株式会社インテージホールディングス
代表取締役社長

仁司 与志矢

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第54回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

第14次中期経営計画の最終年度となる2025年度においては、グループ基本方針である「Data+Technology企業としてのNew Portfolioへ-新たな価値発揮の創出-」のもと、社会的ロスのない便利で豊かな社会の実現に向け、新たな価値発揮の創出を目指してまいりました。

当期は、パネル調査をはじめとする基幹事業が堅調に推移したことにより、売上高は前年を上回りました。営業利益につきましては、増収効果に加え、前期にSCIのリニューアルが完了したことによる二重コストの解消や、利益重視のマネジメントを推進した成果により、前年を大きく上回る結果となりました。当期純利益は子会社における減損損失等を計上した影響により前年を下回りましたが、事業は引き続き好調に推移しております。

一方で、中長期的な成長の加速に向けた最適な組織体制の構築を目的として、グループ体制の再編を発表し、2027年7月の実行に向けた準備を進めております。急速に変化する事業環境を成長の機会と捉え、グループの競争力をさらに高めることで、企業価値の一層の向上を目指してまいります。

引き続き、グループビジョン「THE INTAGE GROUP WAY」のもと、豊かで可能性の広がる社会の創造にふさわしい事業活動による社会貢献を通じて、あらゆるステークホルダーの信頼と期待にこたえる企業体を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2026年9月

第14次中期経営計画（2023～2025年度）

インテージグループ基本方針

Data + Technology 企業としてのNew Portfolioへ

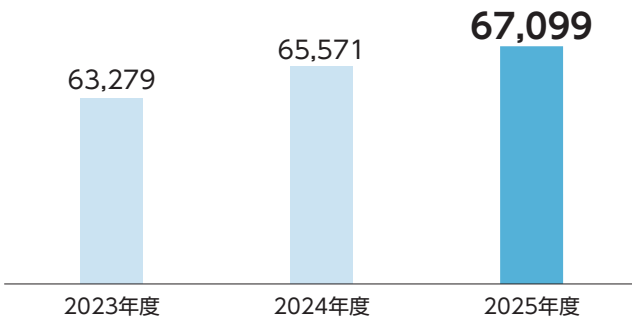
－新たな価値発揮の創出－

▶ 当期の実績

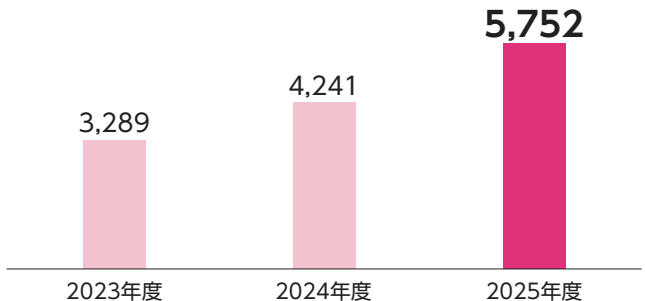
売上高
670 億円

営業利益
57 億円

■ 売上高の推移（百万円）



■ 営業利益の推移（百万円）



▶ 当期のポイント

- パネル調査をはじめとする基幹事業が堅調に推移したことにより増収
- 増収効果に加え、前期にSCIのリニューアルが完了したことによる二重コストの解消や、利益重視のマネジメントを推進した成果により、大幅に増益

証券コード4326
2026年9月10日
(電子提供措置の開始日2026年9月3日)
東京都千代田区神田練堀町3番地
インテージ秋葉原ビル

株式会社インテージホールディングス
代表取締役社長 仁司 与志矢

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第54回定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

当社ウェブサイト (https://www.intageholdings.co.jp/ir/stocks_info/)
また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
東京証券取引所ウェブサイト
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)
上記のウェブサイトアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「インテージホールディングス」又は「コード」に当社の証券コード「4326」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄より、ご覧ください。



当日ご出席されない場合は、株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年9月24日(木曜日)午後5時30分までに、インターネット又は議決権行使書の郵送によって議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
敬 具

記

日 時	2026年9月25日(金曜日) 午後1時(受付開始 午後0時15分)	場 所	〒101-0022 東京都千代田区神田練堀町3番地 富士ソフトアキバプラザ5階 アキバホール
-----	---------------------------------------	-----	--

目的事項

報告事項 1. 第54期(2025年7月1日から2026年6月30日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第54期(2025年7月1日から2026年6月30日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

(会社提案)	(株主提案)
第1号議案 剰余金処分の件	第5号議案 自己株式取得の件
第2号議案 定款一部変更の件	第6号議案 社外取締役の員数に関する定
第3号議案 取締役(監査等委員である者を除く)5名選任の件	款変更の件
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	

お知らせ

- ①次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- イ. 連結計算書類の以下の事項
「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ロ. 計算書類の以下の事項
「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ハ. 事業報告の以下の事項
「当社グループの主要な拠点」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他当社グループの現況に関する重要な事項」、「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」及び「会社の支配に関する基本方針」
- ②電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面に修正が生じた場合は、前記の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ③**株主総会終了後の株主懇談会の実施は予定しておりません。また、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

議決権行使について

- ①インターネットによる方法と郵送による方法の両方で議決権をご行使された場合は、インターネットによる方法を有効といたします。
- ②インターネットによる方法で複数回議決権をご行使された場合は、最後の行使内容を有効といたします。
- ③ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に賛否の表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- ④議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、その旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

議決権の代理行使について

当社定款第20条の規定に基づき、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、株主様又は代理人は、委任状を当社にご提出いただく必要があります。

議決権行使方法のご案内

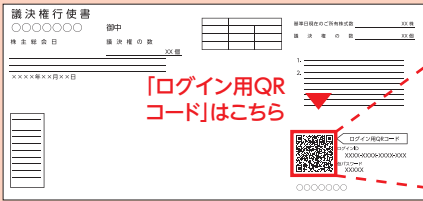
インターネット等による議決権の行使



行使期限

2026年9月24日(木曜日)午後5時30分入力分まで

A スマートフォンでQRコードを読み取る方法



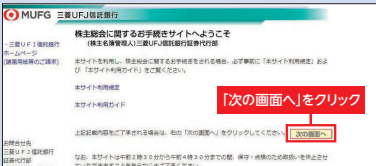
議決権行使書副票(右側)

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！
同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

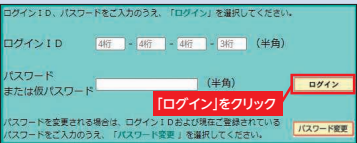
B 議決権行使サイトで ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



② お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトへ直接アクセスの場合

<https://evote.tr.mufig.jp/>



インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

●議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン又はスマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部(ヘルプデスク)
☎0120-173-027 (通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

郵送による議決権の行使



行使期限 2026年9月24日(木曜日)午後5時30分到着分まで

*議決権行使書用紙は料金受取人払いのハガキとなっており、通常の郵便物に比べ郵便局での処理に時間を要する場合があります。**確実な到着を期するため、お早めにご投函くださいますようお願い申し上げます。**
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

■議決権行使書用紙の記載例

記載例は、会社提案に全て賛成・株主提案に全て反対の場合のものです。

会社提案議案	第 1 号	第 2 号	第 3 号		第 4 号	
原案に対する 賛否	賛	賛	賛	但し	賛	但し
	否	否	否	を除く	否	を除く

第 1 号議案から第 4 号議案は当社取締役会からご提案させていただく議案です。

株主提案議案	第 5 号	第 6 号
原案に対する 賛否	賛	賛
	否	否

第 5 号議案及び第 6 号議案は株主様 1 名からのご提案です。

当社取締役会は、株主提案のいずれにも反対しております。当社取締役会の意見にご賛同いただける場合、株主提案には「否」に○印でご表示ください。

各議案に賛否の表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示をされたものとして取り扱いたします。

株主総会への出席による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2026年9月25日(金曜日)午後1時(受付開始：午後0時15分)

場 所 東京都千代田区神田練堀町3番地
富士ソフトアキバプラザ 5階 アキバホール

当日ご出席される株主様へのお願い

- 同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。
- 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名様限りとさせていただきます。
- 当日は、お手数ながら議事資料として本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知の末尾に「株主総会会場ご案内図」を掲載しておりますので、併せてご高覧ください。
- 株主総会終了後の株主懇談会の実施は予定しておりません。また、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件

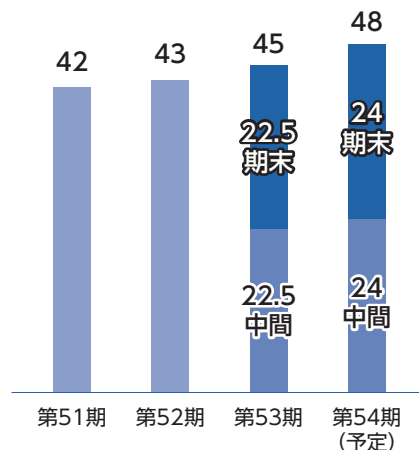
当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけており、グループ経営の成果であります連結業績をベースに、配当と成長投資のバランスを考慮した利益配分を行うことを基本的な考え方としております。

第54期の期末配当につきましては、当期の連結業績及び上記方針を勘案しつつ、1株につき24円とさせていただきたいと存じます。2026年3月に中間配当金として1株につき24円をお支払いしておりますので、第54期の年間配当は、1株につき48円となります。この場合、第54期の親会社株主に帰属する当期純利益に対する年間配当額の比率である連結配当性向は107.7%となります。

1.（第54期）期末配当に関する事項

- 1 配当財産の種類
金銭
- 2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 24円
(この場合の配当総額は924,286,656円)
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年9月28日

1株当たり年間配当金の推移 (単位：円)



2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、2027年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社インテージ、株式会社インテージヘルスケア及び株式会社インテージテクノスフィアを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを予定しており、それに伴い、当社定款の商号及び事業目的を変更するものでございます（現行定款第1条及び第2条）。また、本変更につきましては、上記3つの吸収合併の効力発生を条件として、2027年7月1日付で効力が生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変 更 案
第1条（商 号） 当社は、株式会社インテージホールディングスと称し、英文では、 <u>INTAGE HOLDINGS Inc.</u> と表示する。	第1条（商 号） 当社は、 <u>株式会社インテージ</u> と称し、英文では、 <u>INTAGE Inc.</u> と表示する。
第2条（目 的） 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。	第2条（目 的） 当社は、 <u>次の事業を営むこと</u> を目的とする。

現行定款	変 更 案
(1) 官公庁、企業、団体に関する学術研究調査、市場調査、世論調査などの社会調査の実施 (2) コンピュータによる情報の処理ならびに情報の提供 (3) コンピュータ・ソフトウェアの開発、販売、保守 (4) コンピュータ・ハードウェアの販売、賃貸および保守 (5) コンピュータ・システムの運営管理の受託 (6) 官公庁、企業、団体の経営およびマーケティングに関するコンサルティング (7) 医療機関における臨床試験の管理業務 (8) 測量、地図作成ならびに関連する調査研究業務 (9) 社会調査の結果およびコンピュータ・システムの技法に関する出版 (10) 環境配慮型商品の開発および販売 (11) 不動産賃貸業 (12) 前各号に付帯関連する一切の業務 <u>2 当会社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u>	(現行どおり)
第3条～第41条 (条文省略)	< 削 除 > 第3条～第41条 (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の効率化のために2名減員し、取締役（監査等委員である者を除く）5名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における職務執行状況や業績、経験・知見等にも照らして、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である者を除く）候補者は、次のとおりであります。

番号		氏名	性別	当社における地位及び担当	取締役会出席率 (2025年度)
1	再任	ニシヨシヤ 仁司与志矢	男性	代表取締役社長 CEO	100% (18/18回)
2	再任	タケウチ 竹内透	男性	取締役 CFO、経営管理担当	100% (18/18回)
3	再任	イシバシヒデキ 石橋英城	男性	取締役	100% (18/18回)
4	再任	イマイアツヒロ 今井厚弘	男性	社外取締役 独立役員 社外取締役	100% (18/18回)
5	再任	ハラダノリコ 原田典子	女性	社外取締役 独立役員 社外取締役	100% (14/14回)

(注) 1. 原田典子氏は、2025年9月25日開催の第53回定時株主総会におきまして、新たに当社の取締役（監査等委員である者を除く）に選任され、就任したため、同氏についての取締役会への出席状況は、取締役（監査等委員である者を除く）就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

2. 本議案及び第4号議案が原案どおり承認されますと、社外取締役は監査等委員である社外取締役を含めて5名となり、当社取締役における社外取締役の割合は50%となります。

1

ニ シ ヨ シ ヤ
仁 司 与志矢1967年1月23日生
満59歳

再 任

- 所有当社株式数 133,600株
- 在任期間 10年
- 現在の地位・担当 当社代表取締役社長 CEO

略歴

1992年 6 月 株式会社社会情報サービス入社
1994年12月 ティー・エムマーケティング株式会社（2010年 株式会社アンテリオに商号変更）取締役
2005年 1 月 同社 代表取締役副社長
2007年 3 月 同社 代表取締役社長
2014年 7 月 当社執行役員 グループヘルスケアソリューション担当
2015年 4 月 当社執行役員 グループヘルスケア事業担当
5 月 株式会社アスクレップ 取締役
2016年 6 月 当社取締役 グループヘルスケア事業担当
2017年 4 月 当社取締役 グループヘルスケア事業担当、働き方改革推進担当
2019年 4 月 株式会社インテージヘルスケア 代表取締役社長
6 月 当社取締役 CWO、マーケティング支援（ヘルスケア）事業担当
2023年 7 月 当社取締役 CWO、特命事項担当
株式会社インテージヘルスケア 取締役
9 月 当社代表取締役常務 マーケティング支援（消費財・サービス）海外事業担当、
海外事業統括本部長、特命事項担当
2024年 7 月 当社代表取締役社長
2025年 7 月 株式会社インテージ 代表取締役（現任）
2026年 7 月 当社代表取締役社長 CEO（現任）

重要な兼職の状況

株式会社インテージ 代表取締役

取締役候補者とした理由

仁司与志矢氏は、当社グループの主要事業の一つであるグループヘルスケア事業の担当として、グローバル分野の展開を推進し、同事業の強化と収益性の向上を図る等の実績があり、また当社代表取締役就任後もこれらの知見を活かし、経営基盤の強化を図る等、取締役としての職責を果たしております。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

2

タケ
竹 内

トオル
透

1963年4月17日生
満63歳

再 任

- 所有当社株式数 27,828株
- 在任期間 4年
- 現在の地位・担当 当社取締役 CFO、経営管理担当

略歴

1987年 4 月 株式会社埼玉銀行（現 株式会社埼玉りそな銀行）入行
2015年 4 月 株式会社埼玉りそな銀行 融資企画部長
2017年10月 当社入社
当社財務部長
2018年 4 月 当社財務部長、内部統制部長
2019年 4 月 当社経営管理部長
2020年 7 月 当社執行役員 経営管理部長
株式会社インテージヘルスケア 監査役
2022年 9 月 当社取締役 CFO、内部統制担当、経営管理部長
2023年 1 月 当社取締役 CFO、内部統制担当
2024年 7 月 当社取締役 CFO、経営管理担当（現任）
2025年 7 月 株式会社インテージ・アソシエイツ 代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社インテージ・アソシエイツ 代表取締役

取締役候補者とした理由

竹内透氏は、長年の金融機関勤務の知識・経験を活かし、当社入社後も経営管理部長として財務・資本政策に関する取り組みを推進するなど、経営管理全般に関する豊富な知見と実績を有しており、これらの知見等を活かし業務執行を行う等、取締役としての職責を果たしております。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

3

イシ パシ ヒデ キ
石 橋 英 城1970年12月18日生
満55歳

再 任

- 所有当社株式数 0 株
- 在任期間 2年9か月
- 現在の地位・担当 当社取締役

略歴

- 1993年 4 月 株式会社電通入社
2011年 4 月 同社プラットフォーム・ビジネス局・事業2部専任部長
2014年 7 月 株式会社NTTドコモ出向
同社プロモーション部・戦略担当部長
2017年 4 月 株式会社電通帰任
同社事業企画局・局長補 兼 プロジェクト推進部長
2018年 7 月 同社電通イノベーションイニシアティブ局長
2021年12月 株式会社NTTドコモ入社
同社マーケティングメディア部次長、ウォレットビジネス部次長、
パートナービジネス推進部次長
2022年 7 月 同社スマートライフカンパニー マーケティングイノベーション部長
株式会社ドコモ・インサイトマーケティング 取締役
2023年12月 当社取締役（現任）
2024年 6 月 株式会社NTTドコモ 執行役員 スマートライフカンパニー統括長 兼
マーケティングイノベーション部長
7 月 同社執行役員 コンシューマサービスカンパニー統括長 兼
マーケティングイノベーション部長
2025年 6 月 同社執行役員 コンシューマサービスカンパニー統括長 マーケティングイノベーション部、
カスタマーサクセス部、ヘルスケアサービス部担当
2026年 7 月 同社執行役員 マーケティングソリューション本部長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社NTTドコモ 執行役員 マーケティングソリューション本部長

取締役候補者とした理由

石橋英城氏は、株式会社NTTドコモのマーケティングソリューション本部長として、広告、マーケティング・コミュニケーション分野に関する豊富な経験と知見を有しており、これらの知見等を活かし、経営全般に意見・提言する等、取締役としての職責を果たしております。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

4

イマ
今
イ
井
アツ
厚
ヒロ
弘1960年12月4日生
満65歳

再任

社外取締役

独立役員

- 所有当社株式数 3,300株
- 在任期間 4年
- 現在の地位・担当 当社社外取締役

略歴

1983年 4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行
 2013年 4月 株式会社いなげや入社
 同社グループ事業統括室長兼品質管理室長
 2016年 6月 同社取締役IR担当兼管理本部長
 2019年 1月 株式会社フージャースホールディングス入社
 4月 同社リスクマネジメント部長兼内部監査室長
 2021年 6月 同社常勤監査役
 2022年 6月 同社取締役常勤監査等委員（現任）
 9月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社フージャースホールディングス 取締役常勤監査等委員

※今井厚弘氏は、上記略歴のほか、株式会社フージャースホールディングスの非上場のグループ会社である、株式会社フージャースウェルビーイングパートナーズ、株式会社フージャースウェルネス&スポーツ、株式会社フージャースキャピタルマネジメント及び株式会社ホームステージの監査役を兼任しています。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

今井厚弘氏は、長年の金融機関における業務経験に加え、事業会社の取締役として、財務、IR、リスクマネジメント、内部監査等を含め企業管理部門の業務に精通しており、特に財務戦略、リスク管理、コーポレートガバナンス等に関して高い知見を有しており、その経験と知見を活かし、当社社外取締役として、取締役会の意思決定の適正性、妥当性を確保するための助言、提言を行っております。上記の理由から、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を行う適切な人材と判断しており、当社社外取締役として、取締役会の意思決定の適正性、妥当性を確保するための助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくこと、また、任意の委員会である指名・報酬委員会の委員及びガバナンス委員会の委員長として取締役の指名、報酬及び当社親会社グループとの取引等について審議し、取締役に答申するにあたり重要な役割を担っていただくことを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

5

ハラダノリコ
原田典子1974年4月2日生
満52歳

再任

社外取締役

独立役員

- 所有当社株式数 0株
- 在任期間 1年
- 現在の地位・担当 当社社外取締役

略歴

1998年4月 SAPジャパン株式会社入社
 2000年12月 AOSテクノロジーズ株式会社入社
 2002年4月 AOS Technologies America, Inc. 転籍
 2011年11月 AOSテクノロジーズ株式会社転籍
 2015年3月 AI CROSS株式会社創業、同社代表取締役CEO（現任）
 2022年12月 株式会社アスコット社外取締役
 2024年9月 株式会社マーケットエンタープライズ社外取締役（現任）
 2025年9月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

AI CROSS株式会社代表取締役CEO
 株式会社マーケットエンタープライズ社外取締役
 ※原田典子氏は、上記略歴のほか、AIX Tech Ventures株式会社及び株式会社ロウプの取締役を兼任しています。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

原田典子氏は、豊富な国際経験とIT・システム分野での高度な知見を有し、また企業経営を通じたダイバーシティの推進等において実績があり、その経験と知見を活かし、当社社外取締役として、取締役会の意思決定の適正性、妥当性を確保するための助言、提言を行っております。上記の理由から、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を行う適切な人材と判断しており、当社社外取締役として、取締役会の意思決定の適正性、妥当性を確保するための助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくこと、また、任意の委員会である指名・報酬委員会の委員及びガバナンス委員会の委員として取締役の指名、報酬及び当社親会社グループとの取引等について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を担っていただくことを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有当社株式数は、2026年6月30日現在のものであります。
3. 石橋英城氏は、当社の親会社である株式会社NTTドコモの執行役員 マーケティングソリューション本部長を兼務しております。また、同氏は、過去10年間において、株式会社NTTドコモのプロモーション部・戦略担当部長、マーケティングメディア部次長、ウォレットビジネス部次長、パートナービジネス推進部次長、マーケティングイノベーション部長、スマートライフカンパニー統括長、コンシューマサービスカンパニー統括長（マーケティングイノベーション部、カスタマーサクセス部、ヘルスケアサービス部担当）であり、同社の子会社である株式会社ドコモ・インサイトマーケティングの取締役でありました。
4. 当社は、石橋英城氏との間で、非業務執行取締役として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。当社は、原案どおり同氏が再任された場合、同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 今井厚弘氏及び原田典子氏は、社外取締役候補者であります。
6. 今井厚弘氏及び原田典子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり両氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定です。なお、当社と両氏の重要な兼職先との間には特別の利害関係はなく、当社は、当社が定める社外取締役独立性基準（25ページに記載しております。）に照らし、両氏は独立性を有すると判断します。
7. 当社は、今井厚弘氏及び原田典子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。当社は、原案どおり両氏が再任された場合、両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）、及び現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者がそれらに対応するために要する費用を填補することとしております。ただし、違法であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は、全額当社が負担しております。仁司与志矢氏、竹内透氏、石橋英城氏、今井厚弘氏及び原田典子氏は、当社の取締役として当該保険契約の被保険者に含まれておりますが、原案どおり再任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は任期途中に同様の内容で更新する予定です。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

番号		氏名	性別	当社における地位及び担当	取締役会出席率 (2025年度)
1	再任	オダギリ トシオ 小田切 俊夫	男性	監査等委員である取締役 常勤監査等委員	100% (18/18回)
2	新任	タニザワ マサカズ 谷 澤 正 和	男性	—	—
3	再任	ミヤマ ユウゾウ 三 山 裕 三	男性	社外取締役 独立役員 監査等委員である社外取締役	100% (18/18回)
4	再任	カシマ シズオ 鹿 島 静 夫	男性	社外取締役 独立役員 監査等委員である社外取締役	100% (18/18回)
5	新任	イマデ タツヤ 今 出 達 也	男性	社外取締役 独立役員 —	—

(注) 本議案及び第3号議案が原案どおり承認されますと、社外取締役は監査等委員でない社外取締役を含めて5名となり、当社取締役における社外取締役の割合は50%となります。

1

オ ダ ギリ
小田切トシ オ
俊夫1962年1月14日生
満64歳

再任

- 所有当社株式数 26,162株
- 在任期間 4年
- 現在の地位・担当 当社監査等委員である取締役 常勤監査等委員

略歴

- 1984年 4 月 当社入社
- 2002年 4 月 当社社会開発部長
- 2016年 4 月 当社執行役員 経営企画部、インキュベーション推進部担当
- 2019年 4 月 株式会社インテージヘルスケア 取締役
- 2020年 7 月 株式会社インテージリサーチ 代表取締役社長
- 2022年 7 月 当社理事
- 9 月 当社監査等委員である取締役（現任）
株式会社インテージ 監査役（現任）
- 2023年 9 月 株式会社インテージヘルスケア 監査役（現任）
株式会社インテージテクノスフィア 監査役（現任）

重要な兼職の状況

- 株式会社インテージ 監査役
- 株式会社インテージヘルスケア 監査役
- 株式会社インテージテクノスフィア 監査役

監査等委員である取締役候補者とした理由

小田切俊夫氏は、当社の経営企画部門の責任者として従事するほか、当社グループ会社の取締役や代表取締役社長として経営に携わる等、営業・経営管理全般に関する豊富な経験と知見を有しており、これらの知見を活かし、監査等委員である取締役（常勤監査等委員）として、当社グループの監査全般を担う等の実績があります。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監査を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者としたしました。

2

タニ
谷
ザワ
澤
マサ
正
カズ
和1973年11月19日生
満52歳

新任

- 所有当社株式数 0株
- 在任期間 ー
- 現在の地位・担当 該当事項はありません。

略歴

1996年 4 月 日本電信電話株式会社（現 NTT株式会社）入社
 2017年 7 月 NTTコミュニケーションズ株式会社（現NTTドコモビジネス株式会社）第三営業本部 企画部門 部門長
 2020年 4 月 同社 PS本部 事業推進部 事業戦略部門 部門長
 2023年 7 月 株式会社NTTドコモ 財務部 担当部長
 2024年 7 月 同社 グループ事業推進部長
 2026年 3 月 モバイル・インターネットキャピタル株式会社 非常勤取締役
 6 月 株式会社NTTドコモ 執行役員 グループ事業推進部長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社NTTドコモ 執行役員 グループ事業推進部長

監査等委員である取締役候補者とした理由

谷澤正和氏は、株式会社NTTドコモにおいて、事業戦略部門および財務部門の部門長を歴任し、現在は同社のグループ事業推進部長として、関係会社の経営に関し管理・監督を担う等、グループ経営管理全般に関する豊富な経験と知見を有しております。このことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を行う適切な人材と判断しており、当該経験・知見を活かし、当社グループの経営に適切な助言や監督を行っていただくこと、また、任意の委員会である指名・報酬委員会の委員として取締役の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を担っていただくことを期待し、同氏を監査等委員である取締役候補者としたしました。

3

ミ
三ヤマ
山ユウ
裕ゾウ
三1955年2月28日生
満71歳

再任

社外取締役

独立役員

- 所有当社株式数 2,100株
- 在任期間 9年
- 現在の地位・担当 当社監査等委員である社外取締役

略歴

1983年 4 月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
 1986年 9 月 三山裕三法律事務所設立
 2001年 7 月 三山総合法律事務所 代表（現任）
 2007年 4 月 あい ホールディングス株式会社 社外取締役
 2016年 5 月 当社独立委員会委員
 2017年 6 月 当社監査等委員である社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

弁護士

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

三山裕三氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、当社監査等委員である社外取締役として、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言、提言を行っております。同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を行う適切な人材と判断しており、当社グループの経営に適切な助言や監督を行っていただくこと、また、任意の委員会である指名・報酬委員会の委員及びガバナンス委員会の委員として取締役の指名、報酬及び当社親会社グループとの取引等について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を担っていただくことを期待し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

4

カ シマ シズ オ
鹿 島 静 夫1958年11月30日生
満67歳

再 任

社外取締役

独立役員

- 所有当社株式数 0株
- 在任期間 8年
- 現在の地位・担当 当社監査等委員である社外取締役

略歴

1982年 3 月 アーサー・ヤング会計事務所東京事務所入所
 1985年 3 月 公認会計士登録
 1987年 6 月 アーサー・ヤング会計事務所と監査法人朝日新和会計社との合同により監査法人朝日新和会計社国際事業部に転籍
 1992年10月 鹿島公認会計士事務所開設
 12月 税理士登録
 鹿島静夫税理士事務所開設
 鹿島静夫税理士事務所 所長（現任）
 2002年 3 月 株式会社ホーワス・ジャパン（現 株式会社みなとトラスト） 代表取締役
 9 月 鹿島・小宮山公認会計士共同事務所開設
 鹿島・小宮山公認会計士共同事務所 代表公認会計士
 2008年12月 株式会社ミキ・ツーリスト 監査役
 2010年 4 月 当社顧問公認会計士（2018年3月まで）
 2018年 6 月 当社監査等委員である社外取締役（現任）
 2024年10月 鹿島公認会計士事務所開設

重要な兼職の状況

公認会計士
 税理士

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

鹿島静夫氏は、公認会計士・税理士として財務・会計に関する相当程度の知見及び企業経営に関する十分な見識を有しており、当社監査等委員である社外取締役として、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言、提言を行っております。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を行う適切な人材と判断しており、当社グループの経営に適切な助言や監督を行っていただくこと、また、任意の委員会である指名・報酬委員会の委員及びガバナンス委員会の委員として取締役の指名、報酬及び当社親会社グループとの取引等について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を担っていただくことを期待し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

5

イマ デ タツ ヤ
今 出 達 也

1960年9月25日生
満65歳

新 任

社外取締役

独立役員

- 所有当社株式数 0 株
- 在任期間 ー
- 現在の地位・担当 該当事項はありません。

略歴

1990年 4 月 Yamaichi International (America) Inc. 入社
1994年11月 山一證券株式会社 入社 (Yamaichi International (America) Inc.に派遣)
投資銀行部門Vice President
1998年 4 月 株式会社三和総合研究所 (現 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)
IRコンサルティング室 チーフコンサルタント
2005年 9 月 日本シェアホルダーサービス株式会社 商品開発部長
2006年 4 月 同社執行役員
2007年 9 月 同社常務執行役員
2020年 9 月 同社 特任顧問
2026年 3 月 GARPマネジメント合同会社 代表社員 (現任)
6 月 トレックス・セミコンダクター株式会社 社外取締役 監査等委員 (現任)

重要な兼職の状況

GARPマネジメント合同会社 代表社員
トレックス・セミコンダクター株式会社 社外取締役 監査等委員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

今出達也氏は、上場企業を対象とした機関投資家・株主対応に関するIR・SR支援業務をはじめ、コーポレートガバナンス及びサステナビリティに関する助言業務に長年従事するなど、企業経営及び資本市場対応に関する豊富な経験と知見を有しております。このことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を行う適切な人材と判断しており、当該経験・知見を活かし、当社グループの経営に適切な助言や監督を行っていただくこと、また、任意の委員会である指名・報酬委員会の委員及びガバナンス委員会の委員として取締役の指名、報酬及び当社親会社グループとの取引等について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を担っていただくことを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有当社株式数は、2026年6月30日現在のものであります。
3. 谷澤正和氏は、当社の親会社である株式会社NTTドコモの執行役員 グループ事業推進部長を兼務しております。また、同氏は、過去10年間に於いて、株式会社NTTドコモの財務部担当部長、グループ事業推進部長であり、同社の子会社であるNTTコミュニケーションズ株式会社（現NTTドコモビジネス株式会社）の第三営業本部企画部門部門長、PS本部事業推進部事業戦略部門部門長でありました。
4. 三山裕三氏、鹿島静夫氏及び今出達也氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
5. 三山裕三氏及び鹿島静夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり両氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、今出達也氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定です。なお、当社と各氏の重要な兼職先との間には特別の利害関係はなく、当社は、当社が定める社外取締役独立性基準（25ページに記載しております。）に照らし、各氏は独立性を有すると判断します。
6. 鹿島静夫氏は、2018年3月31日まで当社の顧問公認会計士及び当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の信託管理人を務めておりましたが、当社から受領した報酬額は年額150万円未満であり、当社の社外取締役独立性基準に照らし、同氏は独立性を有すると判断します。
7. 当社は、三山裕三氏及び鹿島静夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。当社は、原案どおり両氏が再任された場合、両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、谷澤正和氏及び今出達也氏が原案どおり選任された場合、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする予定です。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）、及び現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者がそれらに対応するために要する費用を填補することとしております。ただし、違法であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は、全額当社が負担しております。小田切俊夫氏、三山裕三氏及び鹿島静夫氏は、当社の取締役として当該保険契約の被保険者に含まれておりますが、原案どおり再任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、谷澤正和氏及び今出達也氏は、原案どおり選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は任期途中で同様の内容で更新する予定です。
10. 鹿島静夫氏が2008年12月より2022年10月まで監査役に就任していた株式会社ミキ・ツーリストにおいて、その在任中に、Go To トラベル事業に関する不適切な給付金受給の事実がありました。同氏は当該事実の判明まで当該事実を認識しておりませんが、平素より法令遵守及びコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の判明後においては再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。

ご参考 取締役候補者及び上席執行役員の専門性（スキル）・経験

		氏名	企業経営	事業戦略	財務・会計	人事・労務 人材戦略	グローバル	IT DX	ESG ダイバーシティ	法務・リスク マネジメント	R&D 事業開発
取締役	社内	仁司与志矢		●		●	●		●		●
		竹内 透			●	●				●	
		石橋 英城		●				●			●
		今井 厚弘	●		●					●	
監査等委員 である取締役	社内	原田 典子	●	●			●	●	●		●
		小田切 俊夫		●						●	
		谷澤 正和		●	●					●	
		三山 裕三			●		●			●	
	社外	鹿島 静夫			●		●			●	
		今出 達也	●		●		●		●	●	
		檜垣 歩		●				●			●
		村井 啓太		●				●			●
上席 執行役員		酒井 和子	●		●		●	●			

（注）「企業経営」の専門性（スキル）・経験は、社外取締役を対象としております。

ご参考 社外取締役独立性基準

当社は、社外取締役が、現在及び過去10年間において、次の各項目のいずれにも該当しない場合に限り、独立性を有するものと判断する。

- ① 当社及び当社グループ会社の業務執行者
- ② 当社及び当社グループ会社を主要な取引先とする者（※1）若しくはその業務執行者、又は当社及び当社グループ会社の主要な取引先である者（※2）若しくはその業務執行者
- ③ 当社及び当社グループ会社から役員報酬以外に多額（※3）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- ④ 当社の大株主（上位10位以内の大株主）の業務執行者
- ⑤ 当社及び当社グループの主要な借入先（借入先上位2行）の業務執行者

- ⑥ 前五項のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者
- ※1 「当社及び当社グループ会社を主要な取引先とする者」とは、当社及び当社グループ会社から、その者の直近事業年度における連結売上高の2%以上の支払いを受けている者をいう。
- ※2 「当社及び当社グループ会社の主要な取引先である者」とは、当社及び当社グループ会社に対して、当社の直近事業年度における連結売上高の2%以上の支払いを行っている者をいう。
- ※3 「多額」とは、個人の場合は年間1千万円以上、団体の場合は当該団体の直近事業年度における連結売上高の2%以上をいう。

<株主提案（第5号議案及び第6号議案）>

第5号議案及び第6号議案は、株主様1名からのご提案によるものであります。

以下の議題、議案の要領及び提案の理由は、当該株主様から提出された株主提案書の原文のまま記載しております。

当社取締役会としては、後述のとおり、いずれの株主提案議案にも**反対**いたします。

第5号議案 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数2,021,300株、取得価額の総額3,840,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社は2022年以降自己株式を取得していません。当社の株価は過去1年横ばいであり、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数の約5%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

株主提案に対する取締役会の意見

反対

当社取締役会としては、第5号議案に**反対**いたします。

反対の理由

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけ、資本効率を重視し、最終利益を全額「成長投資」と「株主還元」に振り向け、企業価値を中長期的に向上させていくことを基本方針としております。

2024年6月期を初年度とする第14次中期経営計画期間（2024年6月期～2026年6月期）における利益配分に関する基本方針としては、配当は累進的とし、最終年度の2026年6月期の連結配当性向は50%とする目標を掲げてきました。2026年6月期においては、本定時株主総会に付議している第1号議案「剰余金処分の件」が原案どおり承認可決された場合、配当は1株当たり24円となり、中間配当金と合わせた年間配当は1株当たり48円（1株当たりの配当金は13期連続の増配）、連結配当性向は107.7%、DOE（純資産配当率）は5.5%と、高い還元水準を達成する見込みです。

また、2027年6月期を初年度とする第15次中期経営計画期間（2027年6月期～2031年6月期）においても、グループ経営の成果であります連結業績をベースに、中長期的な事業成長と財務状況を総合的に勘案し、将来に向けた成長投資と安定的な株主還元とのバランスを考慮した資本配分を行うことを基本的な考え方としております。配当につきましては、資本効率と還元の安定性を重視し、DOE5.0%を下限とし、2031年6月期を最終年度とする第15次中期経営計画期間の配当は累進的のいたします。あわせて、ROE（自己資本利益率）12%の達成に向けた資本効率の向上を図ってまいります。

本株主提案議案は、本定時株主総会終結の時から1年以内に、取得価額の総額3,840,000,000円を限度として当社の発行済株式数の約5%の自己株式取得を求めるものですが、提案の理由において、「当社の株価は過去1年横ばいであり、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます」とだけ述べて、上記の規模の自己株式取得がなぜ必要と言えるのか、その具体的な理由及び根拠を示さないまま、上記のとおり自己株式取得を求めているものであります。

当社取締役会としては、上記のとおり、株主還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置付けており、引き続き資本効率を重視した経営を行い、機動的な自己株式取得を含む株主還元の強化を図っていく予定ですが、成長投資とのバランスも重要であると考えております。仮に本株主提案議案のような過大な取得価額かつ短期間の自己株式取得が実行された場合には、このバランスを失し、成長投資の財源が損なわれることにより当社の中長期的な企業価値向上が阻害されるばかりか、結果として株主共同の利益を毀損するおそれがあると考えております。

以上のことから、当社取締役会としては、本株主提案議案に反対いたします。

第6号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第21条を下記の通り変更する。

変 更 前	変 更 後
(員数) 第21条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下「監査等委員でない取締役」という。）は、10名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 3 (新設)	(員数) 第21条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下「監査等委員でない取締役」という。）は、10名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 3 当社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。

(2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード改訂案原則4-10は、「上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすことができる資質を十分に備えた独立社外取締役を選任すべきであり、(中略)支配株主を有するプライム市場上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも過半数選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード改訂案原則4-8は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、2023年10月より株式会社NTTドコモの子会社となっており、支配株主である株式会社NTTドコモから独立した社外取締役を過半数選任すべきですが、本株主提案提出時点で、取締役12名のうち社外取締役は5名となっており、社外取締役は過半数となっておりません。支配株主から独立した社外取締役を過半数選任することで、少数株主の意見を適切に反映し、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

株主提案に対する取締役会の意見

反対

当社取締役会としては、第6号議案に**反対**いたします。

反対の理由

当社は、経営の健全性、公正性、透明性等の確保が重要な責務であると認識し、企業価値向上に向けてコーポレートガバナンスの強化に努めてきました。

当社は、2016年に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたが、これは業務執行サイドによる適切なリスクテイクを支える環境を整備することを目的とし、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上などを狙ったものであります。また、任意の委員会として、それぞれ過半数の構成員を独立社外取締役とする指名委員会及び報酬委員会を設置しております。いずれも、全委員8名の内、社外取締役が5名であり、また委員長は監査等委員である独立社外取締役が務めており、独立社外取締役を中心とする構成となっております。

また、2023年に当社が株式会社NTTドコモの子会社となった際には、経営陣・支配株主から独立した立場より、少数株主の意見を取締役に適切に反映させ、当社の意思決定の公正性を担保することを目的に、独立社外取締役のみで構成されるガバナンス委員会を設置し、NTTグループとの間で締結する重要な契約については、ガバナンス委員会による審査を行ったうえで意思決定を行なう等、NTTグループからの独立した意思決定の確保に努めています。

更に、本株主総会に付議している第3号議案「取締役（監査等委員である者を除く）5名選任の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合には、取締役会構成は、取締役10名の内、5名が社外取締役（いずれも独立社外取締役）として、社外取締役の比率は現在の41.7%から50.0%となり、引き続き取締役会の独立性は十分に確保されるものと考えております。

本株主提案議案の提案株主は、提案の理由として、取締役会の過半数を社外取締役とすることで、少数株主の意見を適切に反映し、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するガバナンス体制を整えることができると主張しています。

しかし、株主提案である第5号議案「自己株式取得の件」に係る取締役会の意見において記載のとおり、当社は、第14次中期経営計画期間（2024年6月期～2026年6月期）に掲げた利益配分に関する基本方針（配当は累進的とし、最終年度の2026年6月期の連結配当性向は50%を目標とする）に対して、高い還元水準でこれを達成する見込みです。また、2027年6月期を初年度とする第15次中期経営計画期間（2027年6月期～2031年6月期）においても、配当については、資本効率と還元の安定性を重視し、DOE（純資産配当率）5.0%を下限とし、2031年6月期を最終年度とする第15次中期経営計画期間の配当は累進的とし、ROE（自己資本利益率）12%を目標とする等、引き続き資本効率を意識した経営を行うとともに、積極的な株主還元を実施することを予定しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するガバナンス体制の構築は図られ、株主共同の利益に資する体制となっているものと判断しています。

また、本株主提案議案には、「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用についても言及がなされておりますが、当社としても持続的な成長と企業価値向上を目指すにあたり、外部投資家・株主の目線を持ち、当社の資本政策等に対し有効な提言や適切な監督を担う取締役の登用を従前から検討しており、第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合は、当社取締役会構成に当該スキルが充足されるものと考えております。

本株主提案議案は、社外取締役の比率を定款により固定的に定めるものですが、このような規定を定款に設けることは、却って、その時々を経営課題や求められる人材要件に応じて最適な取締役会構成を柔軟に検討していくうえでの制約となり、人材登用の機動性を損なうおそれがあると判断しております。

以上のことから、当社取締役会としては、本株主提案議案に反対いたします。

以 上

1. 当社グループの現況 (2026年6月30日現在)

1 主な事業内容

マーケティング支援 (消費財・サービス)

一定数の消費者や店舗などから定期的にデータを収集・加工しお客様に調査データを提供するパネル調査や、独自に収集した各種データをもとに分析や解析等を行いお客様のマーケティング課題に応えるカスタムリサーチ、コミュニケーションサービスなどを展開しています

マーケティング支援 (ヘルスケア)

医療用医薬品向けでは医師・患者等を対象とした診療実態やプロモーション活動に関する調査、一般用医薬品向けでは小売店の販売データや購買履歴を活用したパネル調査、カスタムリサーチ等、ヘルスケアに係る幅広い調査分析サービスを提供しています

ビジネスインテリジェンス

システムの開発・運用、BPO、ソフトウェアの開発・販売、データセンター運用などを主たる業務としており、さらにシステムの構築・運用による業務プロセスの改善支援、データ評価、分析、コンサルテーション、人工知能(AI)情報処理技術を見据えた研究開発も行っています

2026年7月1日より報告セグメントを変更いたしました。上記は変更前のセグメントとなっております。

主なサービスの概要

パネル調査

統計学に基づいて設計されたモニター (消費者や店舗など) から情報を定期的に収集する仕組みを構築し、データベースとしてお客様に提供。1960年の創業から続くインテージグループのパネル調査は、度重なるリニューアルを重ね、現在も市場実態を正しく捉えるデータとして売上が拡大し続けています



全国小売店パネル調査 (S R I +)

スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、専門店など全国の主要小売店約6,000店舗の食品、飲料、日用雑貨品、一般用医薬品などさまざまなPOSデータを収集。各業界標準のインデックスとして圧倒的な強さを誇っています



全国消費者パネル調査 (S C I)

全国の15~79歳の男女70,000人の消費者から日々の買い物データを収集。購買行動を詳細に捉えた高品質なデータを基にインサイトを提供する日本最大の消費者パネルとして、消費者を起点としたブランドマーケティングや店頭マーケティングに活用されています

カスタムリサーチ

多様なマーケティング課題に合わせて最適な手法で行うオーダーメイド型の調査です。インテージグループはスマートフォンやSNSの普及といった環境変化の中で日々変わる調査需要に応え、メーカー、サービス業、官公庁などあらゆるお客様の課題解決を支援しています



オンライン調査



定性調査



非言語調査



オフライン調査

業界最大規模の
インターネット調査モニター
マイティモニター

マイティモニター
Many Quality Users, so we are MIGHTY!
マイティモニター
アクセスパネル※
280万人
(2026年7月現在)



マルチデバイス
モニター

「マイティモニター」は、マーケティングリサーチ業界で最大規模のインターネット調査モニターです。幅広い属性をカバーし市場反映性が高く、用途に合わせて多彩に利用できる万能さを兼ね備えています。

※ 過去1年間に1回以上回答、または属性を更新したモニター数

ITソリューション

お客様

医薬・健康情報・製造業・旅行・出版・消費財メーカー・サービス・広告代理店・卸・小売

ビジネスインテリジェンス

システムの開発・運用、BPO、データセンター運用、データ活用ビジネス



リサーチテクノロジー

インテージグループのマーケティングリサーチをITで支援。ビッグデータ集計・加工・データベースの部分を担う



データサイエンス

データモデリング、データサイエンステクノロジーを使用した企業向けソリューション・研究・AI活用



情報システム

インテージグループ共通のITプラットフォームの企画・構築・導入・保守・運用。顧客向けITインフラの構築・運用・導入支援・監査



2 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年7月1日から2026年6月30日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって緩やかに回復いたしました。また、当社グループが事業を展開するアジア地域の景気は中国では今後も緩やかな減速が続くと見込まれますが、その他各国では持ち直しや回復の動きが見られました。一方、中東情勢や金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がありました。

当社グループは、第14次中期経営計画のグループ基本方針である「Data + Technology企業としてのNew Portfolioへ - 新たな価値発揮の創出 -」の実現に向けて、最終年度となる当連結会計年度において『Growth with Optimization』を基本方針として掲げ、「基幹事業」と「成長事業」を明確にした事業運営にシフトすると共にグループ総合力を高めるための組織・機能の統廃合を含めた最適フォーメーションへのシフトを推進することで、分散から統合を促し経営資源を最適配分しやすい組織構築と中長期的な成長が見込まれる事業への資源配分を進めてまいりました。

当社は、業務執行における意思決定の迅速化とグループ経営の最大化を目指し、2025年7月1日付で執行役員を増員いたしました。各事業分野の専門知識と経験を持つ人材を当社経営に登用・任用することで、事業間の連携強化やセグメントを超えた事業領域の拡大を推進し、グループの成長スピードを加速させております。さらに、多様な経営人材の確保と参画を通じて、コーポレートガバナンスの強化と経営の透明性向上を図るとともに次世代リーダーの育成を進め、持続可能な企業価値の向上に努めております。

マーケティング支援（消費財・サービス）事業においては、基幹事業であるパネル調査・カスタムリサーチの堅実な成長とともに、顧客への提供価値の向上と生成AIの活用によるプロセス変革を通じて、更なる収益性の向上を目指しております。また、成長事業として、株式会社NTTドコモとの連携によるマーケティングソリューション領域をリデザインし、データ活用コンサルティングの推進やCXマネジメントの体制・基盤を強化しております。

マーケティング支援（ヘルスケア）事業においては、ヘルスケアにおける意思決定パートナーの実現に向けて、プロモーション、コミュニケーションといった新領域への事業拡大を図ると共に、Patient Centricity（※）の視点に基づいた新たな提供価値の創造に向けた取り組みを推進しております。また、AIやグループアセットの活用により業務効率の向上や顧客期待値を超えるための取り組みを加速しております。

ビジネスインテリジェンス事業においては、「10年先も選ばれ続けるDXパートナーになる」

を基本方針に、データ統合基盤・活用ビジネスの継続拡大、企画力/提案力/プロジェクト推進力強化によるビジネス基盤の盤石化、業界共通課題へのソリューションを提供するストックビジネスの確立を重点課題として掲げ、事業成長を加速しております。

この結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高67,099百万円（前期比2.3%増）、営業利益5,752百万円（同35.6%増）、経常利益5,753百万円（同39.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,703百万円（同51.4%減）となりました。なお、当社の連結計算書類において当社の連結子会社である株式会社リサーチ・アンド・イノベーションに係るのれん及びその他の固定資産について減損損失を計上しております。

事業分野別の状況は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	2024年度 第53期	2025年度 第54期	増減率
売上高	65,571	67,099	2.3%
マーケティング支援（消費財・サービス）	45,344	47,149	4.0%
マーケティング支援（ヘルスケア）	12,432	12,593	1.3%
ビジネスインテリジェンス	7,794	7,356	△5.6%
営業利益	4,241	5,752	35.6%
マーケティング支援（消費財・サービス）	1,435	2,433	69.6%
マーケティング支援（ヘルスケア）	2,133	2,683	25.8%
ビジネスインテリジェンス	672	635	△5.4%
経常利益	4,131	5,753	39.3%
親会社株主に帰属する当期純利益	3,505	1,703	△51.4%

マーケティング支援（消費財・サービス）事業の連結業績は、売上高47,149百万円（前期比4.0%増）、営業利益2,433百万円（同69.6%増）の増収増益となりました。当事業では、基幹事業であるパネル調査・カスタムリサーチは堅調に推移しました。株式会社NTTドコモとの連携による成長事業のマーケティングソリューション領域も前年を上回る水準で推移しました。一方で株式会社インテージリサーチは前年の大型案件の反動により減収となりました。利益面では、パネル調査・カスタムリサーチの増収効果に加え、投資費用が減少したことなどにより増益となりました。

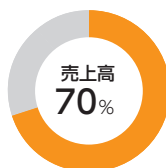
マーケティング支援（ヘルスケア）事業の連結業績は、売上高12,593百万円（前期比1.3%

増)、営業利益2,683百万円(同25.8%増)の増収増益となりました。当事業では、株式会社インテージヘルスケアにおけるCRO事業売却の影響があったものの、同社主力のリサーチ事業や株式会社インテージリアルワールドが好調に推移し、全体として増収となりました。また利益面においても、収益性の高いリサーチ事業やパネル事業の躍進等により増益となりました。

ビジネスインテリジェンス事業の連結業績は、売上高7,356百万円(前期比5.6%減)、営業利益635百万円(同5.4%減)の減収減益となりました。2025年11月に実施した長野事業所統合移転に伴う一時費用の発生が減益要因となりましたが、事業としては売上高・営業利益ともに計画水準となりました。当事業では、株式会社インテージテクノスフィアにおいて重点領域であるデータ統合基盤・活用ビジネスが好調に推移した一方、株式会社ビルドシステムにおいて前期ローコード開発案件活況の反動減により前年を下回る売上水準となりました。利益面では、価格設定の見直しや業務効率化などにより収益性は改善しましたが、売上減少と一時費用発生の影響により、前年を下回る水準となりました。

※ Patient Centricity: 医療サービスの提供や医薬品の開発において、患者の視点やニーズを最優先する考え方

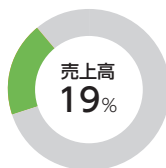
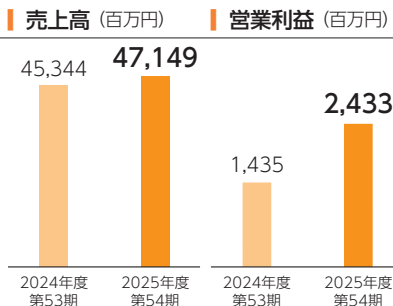
▶ 事業分野別の状況



マーケティング支援(消費財・サービス)事業

売上高 471億 49百万円 営業利益 24億 33百万円

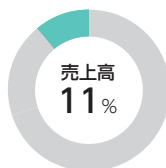
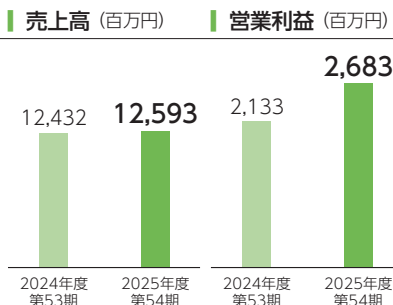
基幹事業であるパネル調査・カスタムリサーチは堅調に推移しました。株式会社NTTドコモとの連携による成長事業のマーケティングソリューション領域も前年を上回る水準で推移しました。一方で株式会社インテージリサーチは前年の大型案件の反動により減収となりました。利益面では、パネル調査・カスタムリサーチの増収効果に加え、投資費用が減少したことなどにより増益となりました。



マーケティング支援(ヘルスケア)事業

売上高 125億 93百万円 営業利益 26億 83百万円

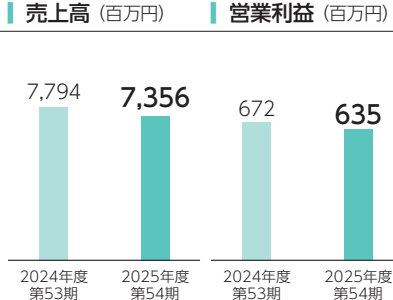
株式会社インテージヘルスケアにおけるCRO事業の売却の影響があったものの、同社主力のリサーチ事業や株式会社インテージリアルワールドが好調に推移し、増収となりました。利益面においても収益性の高いリサーチ事業やパネル事業の増収効果により増益となりました。



ビジネスインテリジェンス事業

売上高 73億 56百万円 営業利益 6億 35百万円

株式会社インテージテクノスフィアにおいて、重点投資分野としたデータ統合基盤・活用ビジネスが好調に推移した一方、株式会社ビルドシステムにおいて前期ローコード開発案件活況の反動減により前年を下回る売上水準となりました。利益面については、価格設定の見直しや業務効率化などにより収益性は改善したものの、長野事業所統合移転に伴う一時費用の発生により減益となりました。



3 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、2,005百万円であります。その主なものは、各種ソフトウェアの開発及び購入1,609百万円であります。

4 資金調達の状況

当社は、機動的かつ安定的な資金調達を図るため、コミットメントライン契約を締結しております。コミットメントライン設定金額は3,000百万円であり、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

5 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

6 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

8 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

9 対処すべき課題

当社グループは、第14次中期経営計画（3か年）の最終年度となる当連結会計年度において、「Data + Technology企業としてのNew Portfolioへ - 新たな価値発揮の創出 -」をグループ基本方針として掲げ、人口減少・高齢化社会、そして、デジタル社会の進展を機会と捉え、社会的ロスをなくし、便利で豊かな社会の実現に向けてマーケティングインテリジェンス（以下「MI」といいます。）、ビジネスインテリジェンス（以下「BI」といいます。）の単体機能提供からMIとBIを融合させたサービスを提供する企業＝Data+Technology企業として、新たな価値発揮を創出してまいりました。

当社グループのお客様にとっては、中東情勢や金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある中、国内の少子高齢化・労働人口の減少や世界的な物価高などの社会経済環境の変化、生活者の意識や価値観、ライフスタイル、購買行動の変化に加え、グローバルな産業構造の変革が加速しております。

さらに、生成AIをはじめとする先端技術の爆発的な普及と社会実装は、従来のビジネスモデルや競争環境を急激に変容させつつあります。お客様の抱える課題は多角化・複雑化し、事業環境は激しく変貌し続けていると当社グループは認識しております。

こうした状況の中、当社グループは、2027年6月期から2031年6月期までの5か年を対象とする第15次中期経営計画を策定し、本計画のグループ基本方針を「Technology Based Insightを成長エンジンに、新たな価値創造へ～ヒトとデータとテクノロジーで意思決定のインフラへ～」といたしました。従来のマーケティング支援の持続的な成長に加え、データ、テクノロジーを活用したお客様の意思決定支援での飛躍的な成長を積み上げることで企業価値を大きく向上させていくことを目指します。

当社グループでは、従来の業界別セグメント体制から事業モデル別セグメント体制へ再編し、リサーチのノウハウの「深化」と「テクノロジー化」で事業成長を目指す『Insightセグメント』と、お客様ビジネスの「仕組み化」と「データ活用支援」で事業成長を目指す『Data Techセグメント』の両翼でグループの総合力を高めてまいります。また、経営資源の最適配分と構造改革を図るためグループ全体を最適化する経営体制への移行を推進してまいります。併せて、株式会社NTTドコモとの連携を引き続き推進し、新しい価値創出に取り組みます。

当社グループは、安定的な財務基盤に基づく資本政策の強化、サステナビリティの取り組み、特に人的資本をはじめとした非財務資本の質的向上のための施策等に取り組んでまいります。

資本の最適な分配については中長期的な企業価値向上と財務の健全性維持の両立を図るべく、以下の通り推進いたします。

（i）株主還元

- DOE（純資産配当率）5.0%を下限、累進的配当政策、機動的な自己株式の取得

(ii) 投資

- 既存事業の基盤強化に加え、今後の成長ドライバーとなるデータ・テクノロジー領域への重点的な資本投下

(iii) 財務基盤

- 本業の稼ぐ力（営業キャッシュ・フロー）の強化と、非事業資産の売却等を通じた十分な投資原資の確保
- 運転資金の最適化や適切なレバレッジ（借入）の活用による、強固かつ柔軟な財務基盤の維持

また、当社グループは持続可能な社会の実現と企業価値向上を両立するため、サステナビリティの取り組みを重要課題として認識しております。第15次中期経営計画において非財務項目を設定し、気候変動に関する企業の社会的役割を果たすとともに、企業成長の源泉である人材の活躍およびその環境作りに取り組み、リスクマネジメントの徹底やコンプライアンスの遵守など更なるコーポレートガバナンスの推進を目指しています。あわせてインテージグループらしさを活かした社会的課題の解決に取り組むことで、持続可能な成長の実現に貢献してまいります。

引き続き、コーポレートアイデンティティ「THE INTAGE GROUP WAY」を経営のよりどころとし、グループのコアコンピタンスである「情報力」を武器に、お客様と生活者をつなぐ架け橋となり、豊かで可能性の広がる社会を創造する企業として、当社グループが持続的に成長・発展するために、更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指しております。

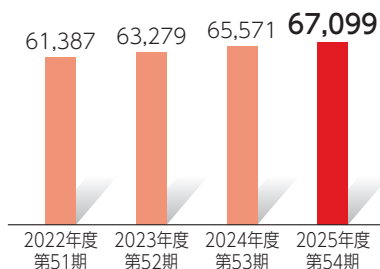
株主の皆様には引き続き、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

10 財産及び損益の状況

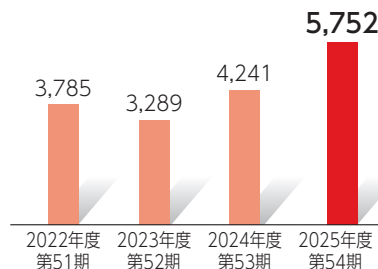
区 分	第51期 2023年6月期	第52期 2024年6月期	第53期 2025年6月期	第54期 当連結会計年度 2026年6月期
売上高 (百万円)	61,387	63,279	65,571	67,099
営業利益 (百万円)	3,785	3,289	4,241	5,752
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,505	2,456	3,505	1,703
1株当たり当期純利益 (円)	91.21	64.47	91.83	44.58
総資産 (百万円)	44,391	45,318	46,922	47,968
純資産 (百万円)	31,004	32,439	33,321	34,197
1株当たり純資産額 (円)	808.17	844.73	867.52	890.10

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）により計算しております。
2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

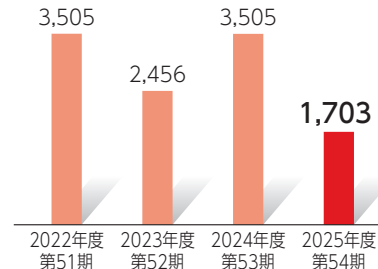
売上高 (百万円)



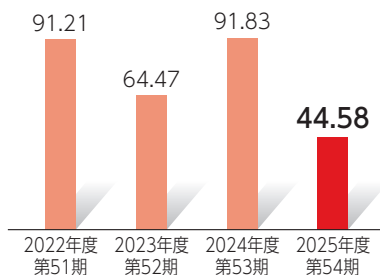
営業利益 (百万円)



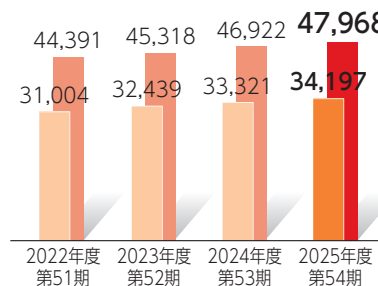
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



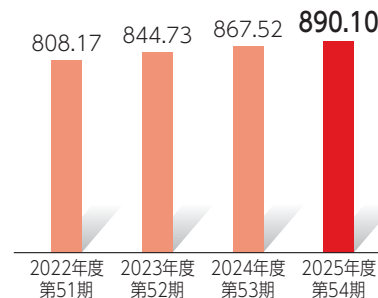
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円) 純資産 (百万円)



1株当たり純資産額 (円)



11 重要な親会社及び子会社の状況（2026年6月30日現在）

① 重要な親会社の状況

当社の親会社はNTT株式会社及びその子会社である株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」といいます。）であり、NTTドコモは当社の株式を19,622,021株（議決権比率51.03%）保有しております。なお、当社は、NTTドコモ及びそのグループ会社から成る企業集団において、主にマーケティング支援（消費財・サービス）事業、マーケティング支援（ヘルスケア）事業、ビジネスインテリジェンス（システム開発・運用、BPOなど）事業を営む企業として、自ら経営責任を持ち事業経営を行っています。

当社は、NTTドコモとの間で、グループ経営運営に関する基本契約を締結しています。また、当社は、NTT株式会社及びそのグループ会社（以下、総称して「NTTグループ」といいます。）との間で締結する重要な契約については、独立社外取締役により構成されるガバナンス委員会による審査を行ったうえで、意思決定を行います。特に重要な契約については取締役会での承認を必須とし、NTTグループから独立した意思決定の確保を図っています。

当事業年度における親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

当社は、グループ全体の資金効率向上および適切な資金管理を図るため、NTTドコモとの間で、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を利用した資金の預入取引を行っています（以下「本件取引」といいます。）。なお、本件取引における金利については市場金利を勘案して合理的に決定しております。

イ. 取引に当たって当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、当社の独立社外取締役5名（今井厚弘氏、原田典子氏（2025年9月25日開催の第53回定時株主総会終結前にあつては、渡邊温子氏）、中島肇氏、三山裕三氏、鹿島静夫氏）を委員とするガバナンス委員会に、当社取締役会における本件取引についての決定が、当社の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、当社取締役会に意見を述べることを諮問いたしました。同委員会からは、少数株主の利益保護の観点から特段、不公正・不適切と思料される点は確認されなかった旨の答申を得ております。

ロ. 取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記イのガバナンス委員会からの答申結果に加え、本件取引が当社における資金管理の効率化に資すること、および取引条件が市場金利を勘案し合理的に決定されていること等を踏まえて審議・決議を行っており、本件取引が当社および少数株主の利益を害するものではないと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 イ ン テ ー ジ	450百万円	100.0%	マ ー ケ テ ィ ン グ 支 援 (消 費 財 ・ サ ー ビ ス)
株式会社インテージヘルスケア	145百万円	100.0%	マ ー ケ テ ィ ン グ 支 援 (ヘル ス ケ ア)
株式会社インテージテクノスフィア	100百万円	100.0%	ビジネスインテリジェンス

12 政策保有株式の保有に関する方針

政策保有株式の保有目的が純投資目的以外の目的である上場投資株式について、当該上場会社と当社グループとの事業上の関係を総合勘案したうえで、当該上場会社との良好な協業関係の構築、維持及び強化を図る等の観点から合理的な必要性が認められる場合に限り、政策保有株式として保有し、その保有の意義が不十分である上場投資株式については、縮減又は売却する方針としています。

13 政策保有株式の合理性の検証

政策保有株式の保有による便益を指数化し、資本コストと比較したうえで、取締役会にて銘柄ごとの保有意義等を検証しております。

14 政策保有株式に係る議決権行使の方針

政策保有株式の議決権行使にあたっては、政策保有先及び当社グループの中長期的な企業価値の向上の観点から、原則として全ての議案を個別に精査し、必要と認められる場合には政策保有先と対話の機会を設けるとともにその妥当性を総合勘案したうえで、賛否を決定しています。特に、政策保有先の業績の著しい悪化が一定期間継続している場合、政策保有先において重大な不祥事があった場合、並びに政策保有先の中長期的な企業価値又は株主共同の利益を毀損する可能性のある議案が提案されている場合には、議案の賛否の判断を慎重に行っています。

2. 株式の状況（2026年6月30日現在）

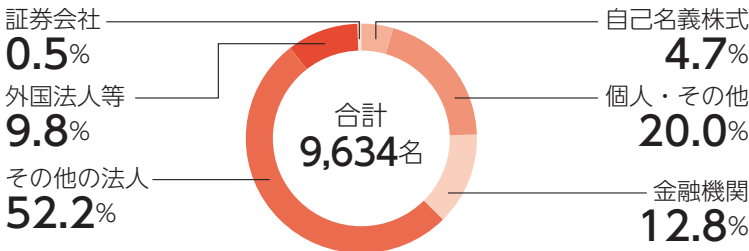
- ① 発行可能株式総数 148,000,000株
- ② 発行済株式の総数 40,426,000株
- ③ 株主数 9,634名
- ④ 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 N T T ド コ モ	19,622,021	51.0
イ ン テ ー ジ グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	1,556,780	4.0
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,547,100	4.0
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,120,000	2.9
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	757,500	2.0
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	662,500	1.7
豊 栄 実 業 株 式 会 社	601,900	1.6
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	563,200	1.5
N A V F S E L E C T L L C	563,100	1.5
N I P P O N A C T I V E V A L U E F U N D P L C	554,900	1.4

(注) 持株比率は自己株式（1,914,056株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	-	-



3. 会社役員の状況（2026年6月30日現在）

① 取締役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況
代表取締役社長	仁 司 与志矢	株式会社インテージ 代表取締役
取 締 役	檜 垣 歩	マーケティング支援（消費財・サービス）国内・海外事業担当、未来創造担当 株式会社インテージ 取締役社長
取 締 役	大竹口 勝	経営企画担当、関係会社担当 株式会社インテージ 取締役
取 締 役	竹 内 透	CFO、経営管理担当 株式会社インテージ・アソシエイツ 代表取締役
取 締 役	石 橋 英 城	株式会社NTTドコモ 執行役員 コンシューマサービスカンパニー統括長 マーケティングイノベーション部、カスタマーサクセス部、ヘルスケアサービス部担当
取 締 役 社外取締役 独立役員	今 井 厚 弘	株式会社フージャースホールディングス 取締役常勤監査等委員
取 締 役 社外取締役 独立役員	原 田 典 子	AI CROSS株式会社 代表取締役 CEO 株式会社マーケットエンタープライズ 社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	小田切 俊 夫	株式会社インテージ 監査役 株式会社インテージヘルスケア 監査役 株式会社インテージテクノスフィア 監査役
取 締 役 (監査等委員)	永 井 理	株式会社NTTドコモ コンシューマサービスカンパニー マーケティングイノベーション部CXマーケティングPF推進担当部長
取 締 役 (監査等委員) 社外取締役 独立役員	中 島 肇	弁護士
取 締 役 (監査等委員) 社外取締役 独立役員	三 山 裕 三	弁護士
取 締 役 (監査等委員) 社外取締役 独立役員	鹿 島 静 夫	公認会計士 税理士

- (注) 1. 今井厚弘氏、原田典子氏、中島肇氏、三山裕三氏及び鹿島静夫氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 中島肇氏及び三山裕三氏は、弁護士として、企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 鹿島静夫氏は、公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査の実効性を確保するため小田切俊夫氏を常勤の監査等委員に選定しております。
5. 当事業年度中の取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況の変更は次のとおりであります。
- ・ 渡邊温子氏は、2025年9月25日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
 - ・ 原田典子氏は、2026年3月31日付で、株式会社アスコットの社外取締役を退任しております。
 - ・ 中島肇氏は、2026年3月31日付で、桐蔭横浜大学法学部客員教授を退職しております。
6. 当事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況の変更は次のとおりであります。
- ・ 仁司与志矢氏の役職は、当事業年度末日後の2026年7月1日付で「代表取締役社長」から「代表取締役社長 CEO」に変更となっております。
 - ・ 檜垣歩氏の役職は、当事業年度末日後の2026年7月1日付で「取締役 マーケティング支援（消費財・サービス） 国内・海外事業担当、未来創造担当」から「取締役」に変更となっております。
 - ・ 石橋英城氏の重要な兼職は、当事業年度末日後の2026年7月1日付で「株式会社NTTドコモ 執行役員 コンシューマサービスカンパニー統括長 マーケティングイノベーション部、カスタマーサクセス部、ヘルスケアサービス部担当」から「株式会社NTTドコモ 執行役員マーケティングソリューション本部長」に変更となっております。
 - ・ 永井理氏の重要な兼職は、当事業年度末日後の2026年7月1日付で「株式会社NTTドコモ コンシューマサービスカンパニー マーケティングイノベーション部CXマーケティングPF推進担当部長」から「株式会社NTTドコモ 北海道支社北海道南支店長」に変更となっております。

7. 2026年7月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況
上 席 執 行 役 員	村 井 啓 太	CHRO 株式会社インテージヘルスケア 取締役社長（代表取締役） 株式会社協和企画 代表取締役 株式会社プラメド 代表取締役
上 席 執 行 役 員	酒 井 和 子	CIO・CISO 株式会社インテージテクノスフィア 取締役社長（代表取締役）
執 行 役 員	松 村 洋 平	マーケティングDX事業担当 株式会社インテージ 取締役 株式会社協和企画 取締役
執 行 役 員	明 石 茂 樹	ビジネスプロセスソリューション事業担当 株式会社インテージテクノスフィア 取締役
執 行 役 員	伊 丹 亨	グローバルインサイト事業担当 株式会社インテージ 取締役 株式会社ドコモ・インサイトマーケティング 代表取締役社長
執 行 役 員	佐 藤 暢 章	グループR&D担当 株式会社インテージヘルスケア 取締役
執 行 役 員	秦 一 雄	データプラットフォーム事業担当 株式会社インテージテクノスフィア 取締役 株式会社インテージ 取締役 株式会社ビルドシステム 代表取締役社長
執 行 役 員	高 橋 直 武	グループ営業統括担当 株式会社インテージ 取締役 株式会社インテージテクノスフィア 取締役
執 行 役 員	高 山 佳 子	リサーチ&コンサルティング事業担当 株式会社インテージ 取締役 株式会社インテージヘルスケア 取締役
執 行 役 員	長 崎 貴 裕	AIガバナンス担当 株式会社インテージテクノスフィア 取締役
執 行 役 員	前 田 茂 昭	モニター管理基盤担当 株式会社インテージヘルスケア 取締役 株式会社協和企画 取締役
執 行 役 員	松 浦 正 純	グループコーポレート担当、経営企画部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役、並びに非業務執行取締役石橋英城氏及び監査等委員である取締役永井理氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

イ. 被保険者の範囲

当社の全ての取締役及び執行役員、並びに当社の国内子会社の全ての取締役、監査役及び執行役員。

ロ. 保険契約の内容の概要

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって被保険者が被る損害(法律上の損害賠償金、争訟費用)、及び現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用を補償対象としています。

ただし、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、次に起因する損害及び費用を補償対象外としております。

- ・ 役員が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと
- ・ 役員の犯罪行為、又は役員が違法であることを認識しながら行った行為
- ・ 役員に報酬又は賞与等が違法に支払われたこと
- ・ 役員が行ったインサイダー取引
- ・ 違法な利益の供与

保険料は、全額当社が負担しております。

④ 当社取締役の報酬等の決定に関する方針の概要

イ. 当社は、2022年8月20日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針」を決議しており、その内容は次のとおりです（「コーポレートガバナンスに関する基本方針」より転載）。

（取締役の報酬等）

第23条 取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）の報酬等については、以下の「金銭報酬」及び「株式報酬」で構成する。

（1）金銭報酬

株主総会決議に基づく報酬枠の範囲内において、以下の金銭報酬を支給する。

①「基本報酬」

各取締役の役位、役割・責務等に応じて決定する。

②「業績連動金銭報酬」

前年度の連結営業利益を指標とした基準額に、役位に応じた所定の係数を乗じた額と、役割実績に応じた個人別査定額を合計して算出する。

（2）株式報酬

株主総会の決議に基づき導入した株式報酬制度として、以下の株式報酬を支給する。

①「業績連動型株式報酬」

取締役の役位及び業績目標の達成度に応じたポイントを付与し、原則として退任時に信託を通じて、累積ポイント数に応じた当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給する。

②「譲渡制限付株式報酬」

取締役の役位に応じて、一定期間の譲渡が制限された当社株式を支給する。

2 取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）の報酬等の額、支給時期、配分等の具体的内容については、株主総会決議に従い、担当取締役が支給原案を作成し、「基本報酬」、「業績連動金銭報酬」及び「業績連動型株式報酬」については、取締役会の委任に基づき、代表取締役社長、監査等委員である取締役及び独立社外取締役を構成員とし、かつ過半数の構成員を独立社外取締役として別途設置する報酬に関する委員会（本条において以下「報酬委員会」という。）にて決定する。また、「譲渡制限付株式報酬」については報酬委員会での審議を経て取締役会において決定する。

3 取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）の各報酬の割合は、役位・

職責、業績、目標達成度等を総合的に勘案するほか、株主との価値共有や持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合及び金銭報酬と株式報酬との割合を適切に設定する。

- 4 社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬等については、職務の性質を踏まえ基本報酬のみとし、その額、支給時期、配分等の具体的内容については、株主総会で定めた報酬枠の範囲内で、社外取締役（監査等委員である者を除く。）については取締役会の委任に基づき報酬委員会において、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により、それぞれ決定する。

ロ. 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、「基本報酬」、「業績連動金銭報酬」及び「業績連動型株式報酬」については、報酬委員会が上記決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで決定を行っており、また、「譲渡制限付株式報酬」については、当該検討を含む報酬委員会での審議を経て取締役会において決定を行っているため、取締役会としては、当該決定が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額を年額300百万円以内、取締役（監査等委員）の報酬限度額を年額80百万円以内とする決議をしております。当該定時株主総会終結時点の員数は取締役（監査等委員を除く）が4名、取締役（監査等委員）が4名です。

また、上記報酬限度額とは別枠で2019年6月26日開催の第47回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定について決議しており、そこでは、制度の内容を、当社が信託に対して金員を拠出し、当該信託が当該金員を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて業績達成度等に応じて当社グループの取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を給付するインセンティブ制度とすること、対象期間を2020年6月末日で終了する事業年度から2024年6月末日で終了する事業年度までの5事業年度及び当該期間経過後に開始する5事業年度毎の期間とすること、対象者を当社及び当社グループ会社の取締役（うち、当社においては社外取締役、監査等委員である取締役を除く）及び執行役員（従業員である執行役員を除く）とすること、対象期間毎に株式取得のために当社が拠出する金銭の上限額を480百万円とすること、対象期間毎に当

社グループの取締役等に付与するポイント数の上限を400,000ポイント（1ポイント＝当社株式1株とする。）以内とすることなどを決議しております。当該定時株主総会終結時点の上記定めに係る取締役及び執行役員員の員数はグループ全体では29名であり、当社では取締役が5名、執行役員が1名です。

加えて、2022年9月28日開催の第50回定時株主総会において、上記の年額300百万円の報酬枠の範囲内にて、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについて決議しており、そこでは、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の年額300百万円の報酬枠の内枠として、年額90百万円以内とすること、当該取締役が当該金銭債権を現物出資財産として払い込むことにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内とすること、原則として当社の取締役会が予め定める当社又は当社の子会社の役職員の地位を退任又は退職した直後の時点までの間は譲渡制限を課すことなどを決議しております。当該定時株主総会終結時点の当該取締役の員数は6名です。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

株主総会の決議の範囲内での当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等（譲渡制限付株式報酬は除く）の決定については、当社全体の業績等を踏まえ社内を取り纏めた各取締役の目標達成度等の評価に対し、社外の客観的かつ公正な意見を反映させるため、代表取締役社長である仁司与志矢氏、常勤の監査等委員である取締役である小田切俊夫氏、監査等委員である取締役である永井理氏、独立社外取締役である今井厚弘氏及び原田典子氏（2025年9月25日開催の第53回定時株主総会終結前にあつては、渡邊温子氏）、並びに独立社外取締役・監査等委員である取締役である中島肇氏、三山裕三氏及び鹿島静夫氏を構成員とする報酬委員会に委任し、同委員会において決定しております。

⑦ 非金銭報酬等に関する事項

＜業績連動型株式報酬＞

当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を給付する業績連動型株式報酬制度を導入しております。当該制度においては、当社が信託に対して金員を拠出したうえで、当該信託が当該金員を原資として当社株式を取得し、対象者に付与されたポイント数に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を行います。なお、当事業年度中に当該制度に基づき当該信託から当社取締役に対し交付した株式はありません。

また、本制度の概要は、次のとおりです。

イ. 対象者	・当社及び当社グループ会社の取締役（うち、当社においては社外取締役、監査等委員である取締役を除く） ・当社及び当社グループ会社の執行役員（従業員である執行役員を除く）
ロ. 対象期間	2020年6月末日で終了する事業年度から2024年6月末日で終了する事業年度及び当該期間経過後に開始する5事業年度毎の期間
ハ. ロの対象期間において当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	各対象期間あたり480百万円
ニ. ロの対象期間においてイの対象者に付与するポイント総数の上限	各対象期間あたり400,000ポイント（1ポイント＝当社株式1株）
ホ. ポイント付与基準	各対象者の年間付与ポイント＝役員別基本ポイント（注1）×業績連動係数（注2） （注1） 所属会社及び役位に基づき600～2,000ポイントの間で決定 （注2） 連結ベースの予想営業利益に対する達成率により0～1.5の範囲で決定
ヘ. イの対象者に対する当社株式の交付時期	原則として当社及び当社グループの取締役及び執行役員からの退任時

＜譲渡制限付株式報酬＞

当社は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給す

る報酬は金銭債権とし、その総額は、取締役（監査等委員を除く）の年額300百万円の報酬枠の内枠として、年額90百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とし、対象取締役が当該金銭債権を現物出資財産として払い込むことにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内としております。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会での審議を経て取締役会において決定することとしております。

譲渡制限付株式については、原則として、対象取締役が当社の取締役会が予め定める当社又は当社の子会社の役職員の地位を退任又は退職した直後の時点までの間（譲渡制限期間）は譲渡制限を課しております。対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（役務提供期間）の満了前に、当該地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、対象の譲渡制限付株式を当然に無償で取得することとしております。また、原則として、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当該地位にあったことを条件として、対象の譲渡制限付株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除することとしております。

なお、当事業年度中においては、当該制度に基づく新たな株式の交付は行っておりません。

⑧ 取締役の報酬等の額

役員区分	支給 人数	報酬等の種類別の額				報酬等の総額
		金銭報酬		株式報酬		
		基本報酬	業績連動 金銭報酬	業績連動型 株式報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8名 (3名)	50百万円 (14百万円)	123百万円	6百万円	-	180百万円 (14百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 (3名)	40百万円 (21百万円)	-	-	-	40百万円 (21百万円)
合 計	13名	91百万円	123百万円	6百万円	-	221百万円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬枠とは別枠で、2019年6月26日開催の第47回定時株主総会において、インセンティブ報酬として取締役等に対する業績連動型株式報酬制度を一部改定のうえ継続しており、その概要は52～53ページの⑦に記載のとおりです。
4. 2022年9月28日開催の第50回定時株主総会において、上記の年額300百万円の報酬枠の範囲内にて、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについて決議しており、その概要は52～53ページの⑦に記載のとおりです。
5. 「業績連動金銭報酬」は前年度の連結営業利益を指標とした基準額に、役位に応じた所定の係数を乗じた額と、役割実績に応じた個人別査定額を合計して算出しております。また、「業績連動型株式報酬」は、52～53ページの⑦に記載のとおり、所属会社及び役位に基づき決定される役員別基本ポイントに、連結ベースの予想営業利益に対する達成率に基づき決定される業績連動係数を乗ずることで、年間付与ポイントを算出しております。「業績連動金銭報酬」及び「業績連動型株式報酬」において指標とする連結営業利益の実績は、40ページの10「財産及び損益の状況」に記載のとおりです。なお、「業績連動金銭報酬」及び「業績連動型株式報酬」において、連結営業利益を指標として選定した理由は、当社グループの持続的成長と企業価値向上に向けて、各事業年度の業績目標の達成に関し取締役の意欲向上に資すると判断したためです。

⑨ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役である今井厚弘氏は、株式会社フージャースホールディングス取締役常勤監査等委員を兼職しております。当社と当該兼職先との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役である原田典子氏は、AI CROSS株式会社代表取締役CEO及び株式会社マーケットエンタープライズ社外取締役を兼職しております。また、2026年3月まで株式会社アスコット社外取締役を兼職しておりました。当社と当該兼職先との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である中島肇氏は、2026年3月まで桐蔭横浜大学法学部客員教授を兼職しておりました。当社と当該兼職先との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	今 井 厚 弘	取締役会 100% (18回／18回) 指名・報酬委員会 100% (4回／4回) ガバナンス委員会 100% (3回／3回)	財務戦略、リスク管理、コーポレートガバナンス等の経験と知見に基づき意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として取締役候補者の選定、取締役報酬の決定の過程における監督機能に貢献しており、更には、ガバナンス委員会の委員長として審議の充実等に主導的な役割を果たしております。
取締役	原 田 典 子	取締役会 100% (14回／14回) 指名・報酬委員会 100% (2回／2回) ガバナンス委員会 100% (1回／1回)	豊富な国際経験、IT・システム分野、企業経営を通じたダイバーシティの推進等の知見に基づき意見を述べる等、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として取締役候補者の選定、取締役報酬の決定の過程における監督機能に貢献し、更には、ガバナンス委員会の委員として審議に参画しております。
取締役 (監査等委員)	中 島 肇	取締役会 94% (17回／18回) 監査等委員会 94% (17回／18回) 指名・報酬委員会 75% (3回／4回) ガバナンス委員会 67% (2回／3回)	弁護士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言・提言を行っております。監査等委員会においても、業務の適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として取締役候補者の選定、取締役報酬の決定の過程における監督機能への貢献において主導的な役割を果たしており、更には、ガバナンス委員会の委員として審議に参画しております。
取締役 (監査等委員)	三 山 裕 三	取締役会 100% (18回／18回) 監査等委員会 100% (18回／18回) 指名・報酬委員会 100% (4回／4回) ガバナンス委員会 100% (3回／3回)	弁護士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言・提言を行っております。監査等委員会においても、業務の適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として取締役候補者の選定、取締役報酬の決定の過程における監督機能に貢献し、更には、ガバナンス委員会の委員として審議に参画しております。
取締役 (監査等委員)	鹿 島 静 夫	取締役会 100% (18回／18回) 監査等委員会 100% (18回／18回) 指名・報酬委員会 100% (4回／4回) ガバナンス委員会 100% (3回／3回)	公認会計士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言・提言を行っております。監査等委員会においても、業務の適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として取締役候補者の選定、取締役報酬の決定の過程における監督機能に貢献し、更には、ガバナンス委員会の委員として審議に参画しております。

(注) 原田典子氏は、2025年9月25日開催の第53回定時株主総会におきまして、新たに当社の社外取締役に選任され就任したため、同氏についての取締役会、指名報酬委員会及びガバナンス委員会への出席状況は、社外取締役就任後に開催された各会の出席状況を記載しております。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目		第54期 (2026年6月30日現在)	科目		第54期 (2026年6月30日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産		32,470,028	流動負債		12,680,266
現金及び預金		11,557,541	買掛金		2,412,844
売掛金		10,307,278	リース債務		108,624
契約資産		117,532	未払法人税等		1,545,653
商品		12,585	契約負債		987,342
仕掛品		2,011,541	賞与引当金		2,470,897
貯蔵品		91,841	ポイント引当金		2,347,566
預け金		5,804,670	その他		2,807,336
その他の金		2,573,433	固定負債		1,090,875
貸倒引当金		△6,397	リース債務		137,003
固定資産		15,498,686	株式給付引当金		141,199
有形固定資産		3,590,649	退職給付に係る負債		307,325
建物及び構築物		955,595	資産除去債務		400,907
器具備品		399,746	その他		104,438
土地		1,998,156	負債合計		13,771,141
リース資産		215,383	純資産の部		
その他の金		21,766	株主資本		32,731,448
無形固定資産		4,738,878	資本金		2,378,706
のれん		1,801,284	資本剰余金		1,796,274
その他		2,937,593	利益剰余金		31,873,469
投資その他の資産		7,169,158	自己株式		△3,317,001
投資有価証券		1,658,782	その他の包括利益累計額		1,279,515
繰延税金資産		1,643,280	その他有価証券評価差額金		132,520
退職給付に係る資産		2,169,554	為替換算調整勘定		872,781
その他		1,996,762	退職給付に係る調整累計額		274,214
貸倒引当金		△299,220	非支配株主持分		186,609
資産合計		47,968,715	純資産合計		34,197,573
			負債・純資産合計		47,968,715

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目						第54期 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)	
売上	上	原	高				67,099,910
売	上	総	価				40,282,238
販	費	及	利				26,817,672
営	業	一	費				21,064,951
		般	管				5,752,721
		管	理				
		理	費				
		費	益				
		収	利				
		取	益				
		配	当				
		る	投				
		金	資				
		及	収				
		約	配				
		の	戻				
		費	差				
		用					
		利					
		合					
		運					
		除					
		の					
		利					
		益					
		証					
		券					
		売					
		却					
		益					
		損					
		証					
		券					
		評					
		価					
		の					
		前					
		当					
		期					
		純					
		利					
		益					
		税					
		額					
		整					
		調					
		期					
		純					
		利					
		益					
		損					
		失					
		(△)					
		親					
		会					
		社					
		株					
		主					
		に					
		帰					
		属					
		す					
		る					
		当					
		期					
		純					
		利					
		益					

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科 目		第54期 (2026年6月30日現在)	科 目		第54期 (2026年6月30日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産		6,085,299	流動負債		8,207,457
現金及び預金		513,092	関係会社短期借入金		7,742,000
貯蔵品		366	リース債務		2,901
前払費用		139,726	未払金		370,071
関係会社短期貸付金		95,288	未払費用		9,705
未収入金		580,975	未払法人税等		3,884
預け金		4,706,342	預り金		15,179
その他		49,507	賞与引当金		49,455
固定資産		18,020,489	その他		14,258
有形固定資産		2,495,755	固定負債		1,152,743
建物		431,348	リース債務		22,226
構築物		1,240	株式給付引当金		105,405
器具備品		43,309	資産除去債務		342,983
土地		1,998,156	その他		682,127
リース資産		21,700	負債合計		9,360,200
無形固定資産		186,208	純資産の部		
地上権		39,832	株主資本		14,613,441
ソフトウェア		81,889	資本金		2,378,706
その他		64,485	資本剰余金		2,045,485
投資その他の資産		15,338,525	資本準備金		2,033,994
投資有価証券		1,033,039	その他資本剰余金		11,490
関係会社株式		10,743,216	利益剰余金		13,506,251
その他の関係会社有価証券		490,623	利益準備金		40,100
関係会社出資金		350,275	その他利益剰余金		13,466,151
長期貸付金		297,332	別途積立金		8,000,000
関係会社長期貸付金		1,631,000	繰越利益剰余金		5,466,151
繰延税金資産		1,734,023	自己株式		△3,317,001
前払年金費用		147,386	評価・換算差額等		132,146
その他		608,961	その他有価証券評価差額金		132,146
貸倒引当金		△1,697,332	純資産合計		14,745,587
資産合計		24,105,788	負債・純資産合計		24,105,788

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目				第54期 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)	
営	業	収	益		4,872,206
営	業	費	用		2,719,294
営	業	外	利		2,152,911
営	業	外	収		
受	取	利	息	64,135	
受	取	配	当	22,603	
為	替	差	益	57,883	
そ	の		他	3,361	147,984
営	業	外	費		
支	払	利	息	90,895	
投	資	事	業	組	合
貸	倒	引	当	金	繰
そ	の		入	額	
経	常		利	益	1,995,276
特	別	利	益		305,620
特	別	利	益		
投	資	有	価	証	券
減	損	損	失	却	益
税	引	前	当	期	純
法	人	税、	住	民	税
法	人	税	等	調	整
当	期	純	利	益	
					12,041
					20,007
					△131,596
					△111,588
					99,547

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月25日

株式会社インテージホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 井上 喬
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 坂本 大輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インテージホールディングスの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インテージホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断

による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月25日

株式会社インテージホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 井上 喬

公認会計士 坂本 大輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インテージホールディングスの2025年7月1日から2026年6月30日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、内部監査部門と共に、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③常勤監査等委員、会計監査人、内部統制システムを担当する内部統制部門長及び内部監査を担当する内部監査部門長が出席する会議を定期的に開催し、それぞれの監査状況について報告・協議を行い、三様監査全体としての実効性向上・監査環境の整備に努めました。
- ④事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月25日

株式会社インテージホールディングス 監査等委員会

監査等委員 小田切 俊夫 ㊞

監査等委員 永 井 理 ㊞

監査等委員 中 島 肇 ㊞

監査等委員 三 山 裕 三 ㊞

監査等委員 鹿 島 静 夫 ㊞

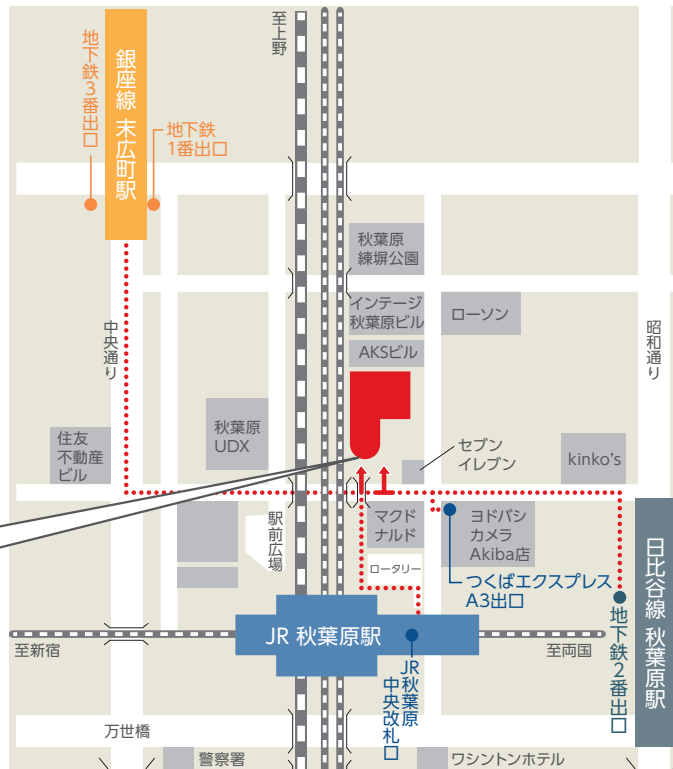
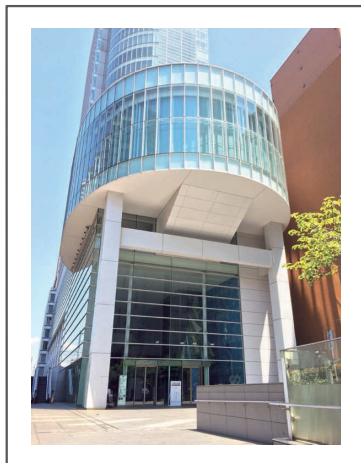
(注) 監査等委員中島肇、三山裕三及び鹿島静夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

▶ 株主総会会場ご案内図

会場

〒101-0022
東京都千代田区神田練堀町3番地
富士ソフトアキバプラザ
5階 アキバホール



交通

JR線秋葉原駅

..... 中央改札口 徒歩2分

東京メトロ銀座線末広町駅

..... 1番・3番出口 徒歩5分

東京メトロ日比谷線秋葉原駅

..... 2番出口 徒歩3分

つくばエクスプレス線秋葉原駅

..... A3出口 徒歩1分

当日ご出席されない場合は、インターネット又は議決権行使書の郵送による事前の議決権行使をお願い申し上げます。株主総会終了後の株主懇談会の実施は予定しておりません。また、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社インテージホールディングス

〒101-0022 東京都千代田区神田練堀町3番地 インテージ秋葉原ビル
Tel. 03-5294-7411



電子提供措置の開始日2026年9月3日

株主各位

第54回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

事業報告	
当社グループの主要な拠点	71頁
従業員の状況	72頁
主要な借入先の状況	73頁
その他当社グループの現況に関する重要な事項	74頁
新株予約権等に関する事項	75頁
会計監査人の状況	76頁
業務の適正を確保するための体制	77頁
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	84頁
会社の支配に関する基本方針	85頁
連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書	86頁
連結注記表	87頁
計算書類	
株主資本等変動計算書	110頁
個別注記表	111頁

株式会社インテージホールディングス

当社グループの主要な拠点

①当社

事業所名	所在地
本社	東京都（千代田区）

②子会社等

地域	所在地
国内	東京都（千代田区、港区、豊島区、西東京市、東久留米市） 北海道（札幌市） 大阪府（大阪市） 長野県（長野市） 京都府（京都市）
海外	中華人民共和国（上海市、広州市） 大韓民国（ソウル特別市） タイ王国（バンコク市） ベトナム社会主義共和国（ホーチミン市） インド共和国（デリー市） シンガポール共和国（シンガポール市） インドネシア共和国（ジャカルタ市） フィリピン共和国（マニラ首都圏ケソン市） アメリカ合衆国（カリフォルニア州）

従業員の状況

① 当社グループの使用人数

事業分野	使用人数
マーケティング支援（消費財・サービス）	2,045名
マーケティング支援（ヘルスケア）	426名
ビジネスインテリジェンス	631名
全社（共通）	218名
計	3,320名

（注） 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時従業員の人数は含んでおりません。
 2. 全社（共通）には、総務、人事、経理等の管理部門の使用人数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
98名	+27名

主要な借入先の状況

該当事項はありません。

その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

会計監査人の状況（2026年6月30日現在）

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	66百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	73百万円

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況等を確認し、報酬額の見積り等の妥当性を検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額とを区別しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含んでおります。

3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

~~~~~

以上の事業報告に表示をすべき事項に係る情報の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。

## 業務の適正を確保するための体制（2026年6月30日現在）

当社は、2009年10月1日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、2016年6月17日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したことに伴い一部改定しております。その概要は以下のとおりであります。

### ① 業務運営の基本方針

当社及び当社グループでは、以下の「THE INTAGE GROUP WAY」を経営の拠り所としています。

<THE INTAGE GROUP WAY>

#### 【グループビジョン】

知る、つなぐ、未来を拓く

Know today, Power tomorrow

お客様と生活者をつなぐ架け橋として、豊かで可能性の広がる社会を創造する

#### 【行動指針】

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| 1. 最適を探求せよ！  | 常に、相手にとっての最適を考え抜け。       |
| 2. 品質にこだわれ！  | 期待を超える品質を追求し、適切な利益を実現せよ。 |
| 3. 責任を全うせよ！  | 仕事に情熱を持ち、自分の責任としてやり遂げよ。  |
| 4. 変化に柔軟であれ！ | 多様な価値観を受け入れ、変化に対応せよ。     |
| 5. 挑戦を楽しめ！   | 前例にとらわれず、新たな挑戦をし続けよ。     |

また、当社では「THE INTAGE GROUP WAY」の土台とも言うべきものとして、法令や良識に従い事業を進めるという当社グループの姿勢を広く社会に宣言するものとして、以下の「インテージグループ企業倫理憲章」を定めています。

#### 【インテージグループ企業倫理憲章】

- ・私たちは、法令の遵守はもとより高い倫理観をもって自らを律し、良識ある行動をします。
- ・私たちは、お客さまの事業を総合的に支援し、事業の成功に貢献することによってその先の生活者を豊かにし、社会の公正な発展に寄与することを企業理念として行動します。

- ・私たちは、ステークホルダーズに適時適切に情報を開示し、信頼され満足していただけるよう誠実に事業活動を行います。
- ・私たちは、事業活動において公正で自由な競争を行います。
- ・私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは組織として対決します。
- ・私たちは、情報セキュリティ体制の確立を通して個人のプライバシーを保護し、お取引先との守秘義務を遵守します。
- ・私たちは、価値ある情報を創造するとともに知的財産権を尊重します。
- ・私たちは、常に地球環境に配慮して事業活動を行います。
- ・私たちは、各国の文化や習慣を尊重して事業活動を行います。
- ・私たちは、公正な評価・処遇を行い、一人ひとりの能力・意欲が発揮される風土づくりを進めます。
- ・経営者は、社内外の声を常時把握し、本憲章に反するような事態が発生した時は自ら問題解決にあたり再発防止に努めます。

更に、上記「インテージグループ企業倫理憲章」に基づき、当社グループの取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、従業員、派遣社員等又はこれらに準ずる者（以下これらを総称する場合は「勤務者」という）が日常業務を遂行するにあたっての基本的考え方と行動のあり方を「インテージグループ社員行動規範」として定め、勤務者一人ひとりの行動が、当社グループへの信頼を確実にしていくものであることを認識し、この基準を遵守します。また、勤務者の公正な業務執行を確保するため、「コンプライアンス推進規程」の施行等、コンプライアンス体制の整備に努めます。

当社グループの事業の特性上、個人情報をはじめとする情報管理は経営上の重要な課題であり、管理責任者の任命、関連規程の整備等、情報管理の体制の整備・運用に努めます。

健全で持続的な発展をするために内部統制システムを整備し、運用することが、経営上の重要な課題と考え、会社法第399条の13第1項第1号並びに会社法施行規則第110条の4、並びに金融商品取引法第24条の4の4の規定に従い、「内部統制システムに関する基本方針」を定めます。

- ② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 取締役は、法令や良識に従い事業を進めるという「インテージグループ企業倫理憲章」の趣旨に則り、勤務者のコンプライアンス意識の維持・向上を図るため、企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行います。
- ロ. 取締役会は、法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、内部統制推進委員会を設置して内部統制システムが有効に機能する仕組みの構築を推進し、内部統制部門等からは定期的に整備方針・計画の進捗及び実行状況を報告させます。
- ハ. 取締役は、当社グループの事業に適用される法令等を識別し、その法的要求事項を関連部署・グループ各社に周知徹底することにより、当社グループを横断するコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握と解決に努めます。
- 二. 当社グループは、勤務者の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部統制推進委員会を通じて「THE INTAGE GROUP WAY」、「インテージグループ企業倫理憲章」、「インテージグループ社員行動規範」等の実践的運用と徹底を実行します。
- ホ. 当社グループは、コンプライアンスに関する規程を整備し、社内の電子掲示板への掲示によって勤務者が常時閲覧可能な状態にします。また、「インテージグループ企業倫理憲章」、「インテージグループ社員行動規範」及びコンプライアンス関連規程の遵守事項を周知徹底するために、e-ラーニング等によるコンプライアンス研修を定期的 to 実施します。内部統制推進委員会は、継続して各種活動を通じてコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。
- ヘ. 当社グループの勤務者は、グループ各社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、直ちに上司若しくは危機対策委員会委員長、監査等委員会に報告するものとします。
- ト. 当社グループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、勤務者が直接通報を行う手段を確保するものとし、その手段の一つとして当社顧問法律事務所を窓口とした「コンプライアンス専用ホットライン」を設置しています。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に対して不利益な取扱いがないことを確保します。
- チ. 当社グループは、反社会的勢力を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、警察等の外部専門機関と緊密に連携をもちながら対応します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 内部統制推進委員会はリスク管理の全体を統括します。

ロ. 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関する規程を整備します。また、リスク管理の実効性を高めるために、グループ各社の課題把握、対策策定等を審議するマネジメントシステム委員会や情報セキュリティについて審議する情報セキュリティ委員会を通して事業部門への浸透を図ります。

ハ. 当社グループは平時においては、各部門・グループ各社において、その有するリスクの洗い出しを行い、リスクの軽減等に取り組むとともに、未然防止に努めます。

二. 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生する恐れが生じた場合は、危機対策委員会が有事の対応を迅速に行い、再発防止策を講ずることとします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会は、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行います。

ロ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会規則に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適時に開催します。また、経営方針と諸施策、事業運営にあたっての諸事項に関する報告・審議・決定の機関として、取締役（監査等委員である者を除く）、常勤の監査等委員である取締役、執行役員及びグループ各社社長が出席するグループ経営会議を毎月1回開催します。なお、取締役会の機能を支援し、諸事項に関する報告、審議を行い、経営効率を向上させるため、取締役（監査等委員である者を除く）、常勤の監査等委員である取締役及び執行役員が出席する経営連絡会を隔週で開催します。

⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役会、グループ経営会議及び経営連絡会その他の重要な会議の意思決定に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）、取締役が決裁するその他の重要な文書を法令・社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存・管理を行います。

ロ. 上記イに定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、必要に応じ関係者が閲覧できる体制を整備します。

ハ. 情報管理については、情報セキュリティに関する規程及びガイドライン、個人情報保護に関する基本方針及び規程に基づき管理します。

⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

イ. グループ会社運営規程その他関連規程に基づき、グループ経営会議等を通じてグループ各社から職務執行及び事業状況を報告させ、グループ経営の一層の推進を図り、企業価値の維持・向上に努めます。

ロ. 当社グループ内の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることを確保します。

ハ. 上記2項から5項までの記載事項すべてについて、コンプライアンス及びリスク管理等内部統制の全般を統括・推進する内部統制推進委員会及びグループ各社の課題把握、対策策定等を審議するマネジメントシステム委員会・情報セキュリティ委員会がグループ各社の委員との緊密な連携のもと、グループとしての管理体制を構築、整備及び運用します。

ニ. 内部監査部門は、当社及びグループ各社に対して業務全般に関する監査を実施し、当社及びグループ各社の内部統制システムの整備・運用状況を確認します。また、内部統制部門は内部監査部門との連携により、内部統制システムの整備・運用に係る実効性向上を図ります。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査等委員会の求めに応じて、監査等委員会の職務を補助すべきスタッフ（以下「監査等委員会スタッフ」という）を配置します。

ロ. 監査等委員会スタッフは、直接監査等委員会の指揮命令下で業務を行い、監査等委員でない取締役その他当社及びグループ各社の役職員からの指揮命令は受けないものとします。

ハ. 監査等委員会スタッフの人数、人事（任命、人事異動等）については、監査等委員会と人事担当取締役が協議の上決定します。

ニ. 監査等委員会スタッフが監査等委員である取締役に同行して、取締役会のほか、グループ経営会議、経営連絡会、内部統制推進委員会、危機対策委員会、マネジメントシステム委員会、情報セキュリティ委員会などの重要な会議に出席する機会を確保します。

ホ. 監査等委員会スタッフが監査等委員である取締役に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換する場を設けます。

- ⑧ 当社及びその子会社の取締役（監査等委員である者を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 当社及びグループ各社の勤務者は、当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、コンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項、その他内部統制上問題のある事項が発生した場合は、速やかに監査等委員会へ報告します。

ロ. 勤務者が監査等委員会への報告又は「コンプライアンス専用ホットライン」への通報により、人事評価において不利な取扱いがないことを確保します。

ハ. 取締役会は、内部通報の状況及び内容について定期的に報告を受け、その運用状況を把握します。

- ⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、グループ経営会議、経営連絡会、内部統制推進委員会、危機対策委員会、マネジメントシステム委員会、情報セキュリティ委員会などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて勤務者にその説明を求めることとします。また、内部監査部門との連携体制や、内部統制部門からの定期的な状況報告、当社グループの監査役との連絡を密にとる等により、グループ各社の状況を把握します。

ロ. 取締役は、監査等委員会の職務の適切な遂行のため、監査等委員会と勤務者との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるように協力します。

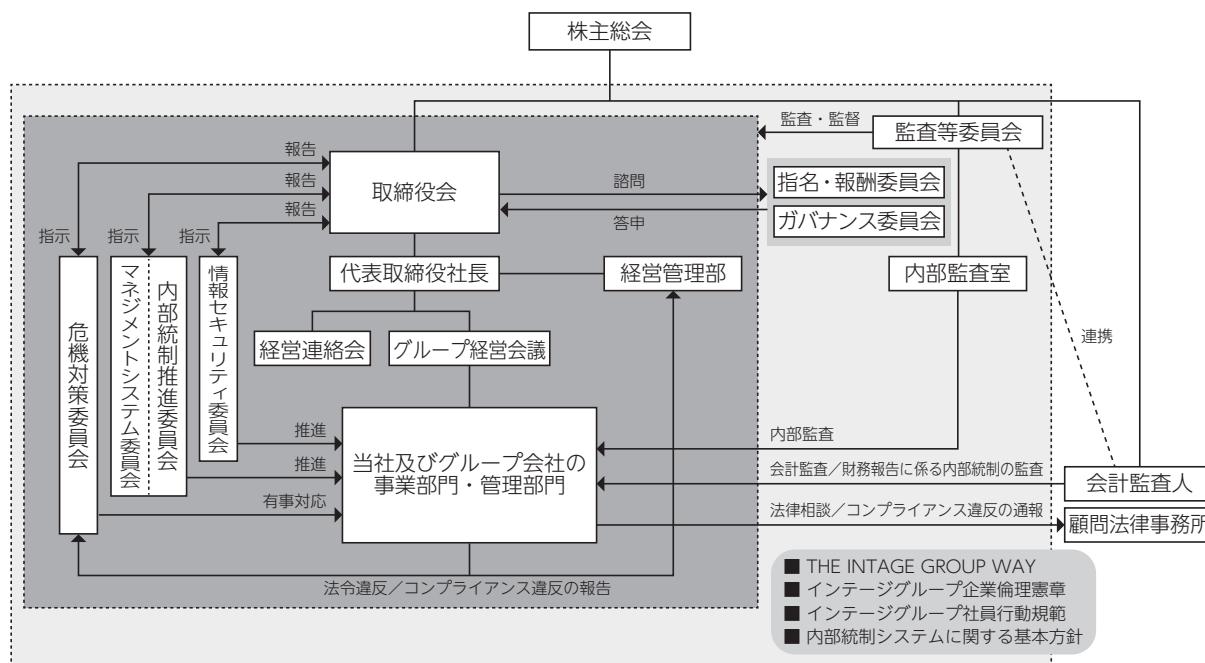
ハ、監査等委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図ります。

二、監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができるものとします。

# ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制推進委員会を設置し、内部統制の有効性を判断し、内部統制報告書を作成するとともに、内部統制が適正に機能することの継続的評価、必要な是正を行い、併せて金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保します。

(参考) コーポレートガバナンス体制図



## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2016年6月17日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレートガバナンス体制の強化を図っております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制について、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「内部統制推進委員会」及び「マネジメントシステム委員会」を5回開催し、法令・社内規程等の遵守状況の確認及び当社グループのリスク評価を行い、関連規程及びリスク管理体制の整備を行いました。コンプライアンス専用ホットラインはその活用が図られ、通報者の保護に十分配慮したうえで適切に対応しました。また、情報セキュリティ委員会を5回開催し、当社グループの情報セキュリティの課題把握・解決に向け、対策の策定及びその実行方法について審議及び決定を行いました。

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である者を除く）7名（うち社外取締役2名）及び監査等委員である取締役5名（うち社外取締役3名）で構成し、経営に関する基本方針、その他重要事項の意思決定や、代表取締役以下執行役員業務執行を監督しました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は代表取締役の指揮・監督のもと、各自の権限及び責任の範囲で職務を執行しました。

子会社については、「グループ会社運営規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性ある管理の実現に努めました。

内部監査部門は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、当社及び子会社を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を監査等委員会に報告しました。

監査等委員会は、監査方針を含む監査計画を策定し、毎月1回の監査等委員会に加えて適宜監査等委員会を開催し、監査等委員間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取り纏めを行いました。更に取締役会への出席を通じて、取締役、執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査部門及び会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査等委員は、主要な稟議書等の社内資料の閲覧により取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、グループ経営会議、経営連絡会、内部統制推進委員会、危機対策委員会、マネジメントシステム委員会等の重要な会議に出席し、必要な場合は意見を述べました。

## 会社の支配に関する基本方針（2026年6月30日現在）

当社は、会社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりませんが、当社株式の大量買付行為が行われた場合には、買付者等に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見の開示など適時適切な情報開示を行い、株主の皆様の検討のための時間と情報確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

なお、当社が従前導入しておりました「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」は、2017年6月27日開催の第45回定時株主総会の終結の時をもって廃止されました。

# 連結株主資本等変動計算書 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本   |           |            |            |            |
|---------------------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|                           | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自 己 株 式    | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高                 | 2,378,706 | 1,796,274 | 31,961,063 | △3,334,616 | 32,801,428 |
| 当 期 中 の 変 動 額             |           |           |            |            |            |
| 剰 余 金 の 配 当               |           |           | △1,790,807 |            | △1,790,807 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |           |           | 1,703,213  |            | 1,703,213  |
| 自 己 株 式 の 取 得             |           |           |            | △82        | △82        |
| 自 己 株 式 の 処 分             |           |           |            | 17,697     | 17,697     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期中の変動額（純額） |           |           |            |            |            |
| 当期中の変動額合計                 | －         | －         | △87,594    | 17,614     | △69,979    |
| 当 期 末 残 高                 | 2,378,706 | 1,796,274 | 31,873,469 | △3,317,001 | 32,731,448 |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                    |                  |                           | 非支配株主持分 | 純資産合計      |
|---------------------------|-----------------------|--------------------|------------------|---------------------------|---------|------------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金      | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | そ の 他 の<br>包括利益累計額<br>合 計 |         |            |
| 当 期 首 残 高                 | △12,747               | 700,872            | △360,639         | 327,485                   | 192,139 | 33,321,053 |
| 当 期 中 の 変 動 額             |                       |                    |                  |                           |         |            |
| 剰 余 金 の 配 当               |                       |                    |                  |                           |         | △1,790,807 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |                       |                    |                  |                           |         | 1,703,213  |
| 自 己 株 式 の 取 得             |                       |                    |                  |                           |         | △82        |
| 自 己 株 式 の 処 分             |                       |                    |                  |                           |         | 17,697     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期中の変動額（純額） | 145,267               | 171,909            | 634,853          | 952,030                   | △5,529  | 946,500    |
| 当期中の変動額合計                 | 145,267               | 171,909            | 634,853          | 952,030                   | △5,529  | 876,520    |
| 当 期 末 残 高                 | 132,520               | 872,781            | 274,214          | 1,279,515                 | 186,609 | 34,197,573 |

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

1. 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

### 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・ 連結子会社の数
- ・ 連結子会社の名称

28社

株式会社インテージ

株式会社インテージリサーチ

株式会社リサーチ・アンド・イノベーション

株式会社ドコモ・インサイトマーケティング

株式会社協和企画

株式会社インテージヘルスケア

株式会社インテージリアルワールド

株式会社プラメド

株式会社インテージテクノスフィア

株式会社ビルドシステム

エヌ・エス・ケイ株式会社

株式会社データスプリング

株式会社インテージ・アソシエイツ

INTAGE Open Innovation投資事業有限責任組合

英徳知聯恒市場諮詢(上海)有限公司

INTAGE (Thailand) Co., Ltd.

INTAGE VIETNAM LIMITED LIABILITY COMPANY

INTAGE INDIA Private Limited

INTAGE SINGAPORE PTE. LTD.

PT. INTAGE INDONESIA

INTAGE USA Inc.

dataSpring Korea Inc.

dataSpring Global Research USA, Inc.

dataSpring Singapore PTE LTD

dataSpring Philippines, Inc.

上海道道永泉市場調査株式会社

SHANGHAI HARVEST MARKET CONSULTING Co.,Ltd.

Plamed Korea Co., Ltd.

株式会社データエイジは、株式会社インテージテクノスフィアを存続会社とする吸収合併により、連結の範囲から除外しております。

・ 主要な非連結子会社の名称等 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・ 持分法を適用した  
非連結子会社又は関連会社の数 2 社
- ・ 持分法を適用した  
非連結子会社又は関連会社の名称 株式会社高速屋  
株式会社プログラミングファスト
- ・ 持分法を適用しない  
非連結子会社又は関連会社のうち 該当ありません。  
主要な会社等の名称

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる場合の内容等

株式会社データスプリング、INTAGE Open Innovation投資事業有限責任組合、INTAGE (Thailand) Co., Ltd.、INTAGE VIETNAM LIMITED LIABILITY COMPANY、INTAGE INDIA Private Limited、INTAGE SINGAPORE PTE. LTD.、PT. INTAGE INDONESIA、INTAGE USA Inc.、dataSpring Korea Inc.、dataSpring Global Research USA, Inc.、dataSpring Singapore PTE LTD、dataSpring Philippines, Inc.及びPlamed Korea Co., Ltd.の決算日は、3月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

英徳知聯恒市場諮詢(上海)有限公司、上海道道永泉市場調査株式会社及びSHANGHAI HARVEST MARKET CONSULTING Co.,Ltd.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては、3月31日で実施した正規の決算に準ずる合理的な手続による決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

###### その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等  
以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

移動平均法による原価法によっております。

- ・ 市場価格のない株式等
- ・ 投資事業有限責任組合  
及びそれに類する組合  
への出資 (金融商品  
取引法第2条第2項に  
より有価証券とみなさ  
れるもの)

組合契約に規定される 決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品

個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) によっております。

- ・ 仕掛品

個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) によっております。

- ・ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産  
(リース資産を除く)

定率法によっております。(1998年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。)

ロ. 無形固定資産  
(リース資産を除く)

定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3年～5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ. ポイント引当金

調査モニターへの謝礼ポイントの支払に備えるため、当連結会計年度末における支払見込額を計上しております。

ニ. 株式給付引当金

株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. マーケティング支援  
（消費財・サービス）  
事業

マーケティング支援（消費財・サービス）事業においては、消費財・サービス分野に関するパネル調査サービス、カスタムリサーチ、コミュニケーションサービス等を提供しております。

パネル調査サービスは、主にパネル調査データ提供サービス契約に基づき契約期間にわたりパネル調査データの利用サービスを提供しております。当該サービスは顧客との契約期間にわたる日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するものと考えられることから、当該サービスを提供する期間にわたり収益を認識しています。

カスタムリサーチ及びコミュニケーションサービスは、主に独自に収集した各種データの提供やデータ解析等により顧客のマーケティング活動を支援するサービスを提供しております。当該サービスの提供については、契約に基づくサービス提供の完了により、顧客に当該サービスの支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客への納品又は顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

なお、取引価格は、顧客との契約価格に基づいており、変動対価や値引き等はありません。

ロ. マーケティング支援  
（ヘルスケア）  
事業

マーケティング支援（ヘルスケア）事業においては、主にヘルスケア分野に関するパネル調査サービス、カスタムリサーチ、コミュニケーションサービス等を提供しております。

パネル調査サービス、カスタムリサーチ及びコミュニケーションサービスの収益の認識する通常の時点に関しては、「イ. マーケティング支援（消費財・サービス）事業」に記載しております。

当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

なお、取引価格は、顧客との契約価格に基づいており、変動対価や値引き等はありません。

## ハ. ビジネスインテリジェンス事業

ビジネスインテリジェンス事業においては、主にソフトウェア開発、システム保守及びそれらに関連するBPOサービスを提供しております。

ソフトウェア開発は、主に請負契約又は準委任契約によりソフトウェア開発サービスを提供しております。当該サービスは、開発中のシステム等を他の顧客又は別の用途に振り向けることができず、完了した作業に対する支払を受ける強制可能な権利を有していることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いものについては、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

システム保守及びBPOサービスは、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

なお、取引価格は、顧客との契約価格に基づいており、変動対価や値引き等はありません。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～15年）による定額法により、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時に一括処理しております。

ロ. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社はグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（5）のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、10年間で均等償却しております。なお、金額が僅少の場合は発生年度に一括償却しております。

### 3. 収益認識に関する注記

#### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント                 |                      |                  | 合計         |
|---------------|-------------------------|----------------------|------------------|------------|
|               | マーケティング支援<br>(消費財・サービス) | マーケティング支援<br>(ヘルスケア) | ビジネス<br>インテリジェンス |            |
| パネル調査         | 15,424,506              | 4,201,473            | －                | 19,625,979 |
| カスタムリサーチ      | 14,504,863              | 5,342,277            | －                | 19,847,140 |
| コミュニケーション     | 3,351,878               | 2,504,877            | －                | 5,856,755  |
| システム開発及びBPO   | －                       | －                    | 7,356,808        | 7,356,808  |
| その他           | 13,868,039              | 545,186              | －                | 14,413,226 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 47,149,287              | 12,593,814           | 7,356,808        | 67,099,910 |
| 外部顧客への売上高     | 47,149,287              | 12,593,814           | 7,356,808        | 67,099,910 |

#### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

#### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

##### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                      | 当連結会計年度    |
|----------------------|------------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) | 9,962,138  |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) | 10,635,044 |
| 契約資産 (期首残高)          | 68,717     |
| 契約資産 (期末残高)          | 117,532    |
| 契約負債 (期首残高)          | 1,060,917  |
| 契約負債 (期末残高)          | 987,342    |

契約資産は、主にソフトウェア開発等のサービスにおいて期末日時点で完了しているが未請求の履行義務に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該サービスに関する対価は、契約条件に従い、成果物の納品又は検収後に請求し、概ね3か月以内に受領しております。

契約負債は、主に履行義務の充足の時期に収益を認識する契約について、支払条件に基づいて顧客から受け取った期間分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

## ② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|         | 当連結会計年度    |
|---------|------------|
| 1年以内    | 25,202,815 |
| 1年超2年以内 | 490,407    |
| 2年超     | 26,712     |
| 合計      | 25,719,934 |

#### 4. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「預け金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました流動資産の「受取手形」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました営業外費用の「支払手数料」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

#### 5. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

(非上場株式の減損処理)

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表には、投資有価証券のうち非上場株式920,706千円、連結損益計算書には、投資有価証券評価損610,068千円を計上しております。

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式については、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額を基礎とした実質価額が取得価額と比べて50%以上低下したものについては、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。また、会社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該会社の株式を取得している場合においては、超過収益力等が見込めなくなったときには、これを反映した実質価額が取得原価の50%を下回っている場合に、減損処理を行っております。

非上場株式の評価にあたっては、投資先企業の事業計画等に基づく将来の業績予想等について一定の仮定を設定しております。当該仮定には経済環境の変動等の不確実性が含まれており、経済環境の悪化等が生じる場合、翌連結会計年度以降において追加での減損処理が必要となる可能性があります。

## 6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,969,550千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

|      |          |
|------|----------|
| 定期預金 | 25,284千円 |
|------|----------|

|   |          |
|---|----------|
| 計 | 25,284千円 |
|---|----------|

② 担保に係る債務

該当する債務はありません。

(3) 当社においては、資金調達の安定性を確保しつつ、必要に応じた機動的な資金調達を行うことにより、資金効率の向上を図ることを目的としてコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。なお、本契約には財務制限条項が付されております。

|                |             |
|----------------|-------------|
| コミットメントライン設定金額 | 3,000,000千円 |
|----------------|-------------|

|        |     |
|--------|-----|
| 借入実行残高 | 一千円 |
|--------|-----|

|         |             |
|---------|-------------|
| 借入未実行残高 | 3,000,000千円 |
|---------|-------------|

## 7. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所                                   | 用途    | 種類        | 金額 (千円)   |
|--------------------------------------|-------|-----------|-----------|
| 株式会社リサーチ・アンド・イノベーション<br>(東京都港区)      | 事業用資産 | 建物及び構築物   | 792       |
|                                      |       | 器具備品      | 2,658     |
|                                      |       | のれん       | 436,345   |
|                                      |       | 無形固定資産その他 | 999,816   |
|                                      | 小計    |           | 1,439,612 |
| 当社及び株式会社インテージ<br>テクノスフィア<br>(長野県長野市) | 事業用資産 | 建物及び構築物   | 334,291   |
|                                      |       | 器具備品      | 134       |
|                                      |       | 無形固定資産その他 | 159       |
|                                      | 小計    |           | 334,586   |

上記以外の減損損失は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### ① 減損損失の認識に至った経緯

当社の連結子会社である株式会社リサーチ・アンド・イノベーションに係るのれん及びその他の固定資産について、取組み中の新規事業の成長が前連結会計年度に策定した事業計画を下回っていることなどを踏まえ、事業計画を見直した結果、当連結会計年度末において、株式会社リサーチ・アンド・イノベーションに係るのれんを含む資産グループに減損の兆候が認められると判断いたしました。このため当社は、減損損失の認識の可否を判定した結果、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスとなったことから回収可能価額を零として算定し、株式会社リサーチ・アンド・イノベーションののれんを含む資産グループの帳簿価額の全額を減損損失として計上いたしました。

また、2025年11月に実施した長野事務所の統合移転に伴い、当社及び当社の連結子会社である株式会社インテージテクノスフィアが保有する事業用資産について将来の使用が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

② 資産のグルーピング方法

当社グループは、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行っております。

③ 回収可能価額の算定方法

株式会社リサーチ・アンド・イノベーションののれん及びその他の固定資産については、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスとなったことから回収可能価額を零として算定しております。将来キャッシュ・フローは、経営者によって承認された将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画には、翌連結会計年度における主要サービスの新規案件の獲得見込やその後の将来期間における売上高成長予測等の不確実性の高い仮定が含まれております。

なお、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

また、当社及び当社の連結子会社である株式会社インテージテクノスフィアが保有する事業用資産については、将来キャッシュ・フローが見込めないことから回収可能価額を零として算定しております。

## 8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

40,426,000株

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり<br>配当額 | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------|--------------|-------------|------------|
| 2025年9月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 866,519千円 | 22円50銭       | 2025年6月30日  | 2025年9月26日 |
| 2026年2月5日<br>取締役会    | 普通株式  | 924,286千円 | 24円00銭       | 2025年12月31日 | 2026年3月9日  |

(注) 上記配当金の総額には、株式給付信託として保有する当社株式に対する配当金14,527千円が含まれております。

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------|--------------|------------|------------|
| 2026年9月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 924,286千円 | 24円00銭       | 2026年6月30日 | 2026年9月28日 |

(注) 上記配当金の総額には、株式給付信託として保有する当社株式に対する配当金7,238千円が含まれております。

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、マーケティング支援（消費財・サービス）事業、マーケティング支援（ヘルスケア）事業、ビジネスインテリジェンス事業における事業計画及び設備投資等の計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は、安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。デリバティブについては、社内規程に従い、実需の範囲で行うこととし、為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は全て1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で8年であります。このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及び連結子会社は、経理規程に従い、営業債権について、経理担当部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引を利用する際には、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

金利変動や為替変動リスクの低減を目的としてデリバティブ取引を行う際には、取引権限や限度額等を定めた社内規程に基づき、経理担当部門による稟議申請が行われ、社内承認により、経理担当部門が取引を実行し、記帳及び契約先と残高照合等を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理部が資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を支払予定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

該当事項はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。  
(注2)を参照ください。

(単位：千円)

|            | 連結貸借対照表計上額 | 時価      | 差額     |
|------------|------------|---------|--------|
| (1) 投資有価証券 | 415,039    | 415,039 | －      |
| 資産計        | 415,039    | 415,039 | －      |
| (2) リース債務  | 245,627    | 242,075 | △3,551 |
| 負債計        | 245,627    | 242,075 | △3,551 |

(注1)「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」及び「買掛金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しています。

(注2)「市場価格のない株式等」

(単位：千円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 920,706    |

上記については「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3)「投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資」

(単位：千円)

| 区分                               | 連結貸借対照表計上額 |
|----------------------------------|------------|
| 投資事業有限責任組合<br>及びそれに類する組合<br>への出資 | 323,035    |

上記については「(1) 投資有価証券」には含めておりません。また、投資事業有限責任組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24－16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注 4) リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1 年以内   | 1 年超 5 年以内 | 5 年超 10 年以内 | 10 年超 |
|-------|---------|------------|-------------|-------|
| リース債務 | 108,624 | 127,358    | 9,644       | －     |
| 合計    | 108,624 | 127,358    | 9,644       | －     |

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

#### ①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

|        | 時価      |      |      |         |
|--------|---------|------|------|---------|
|        | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券 | 415,039 | －    | －    | 415,039 |
| 合計     | 415,039 | －    | －    | 415,039 |

## ②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

|       | 時価   |         |      |         |
|-------|------|---------|------|---------|
|       | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| リース債務 | －    | 242,075 | －    | 242,075 |
| 合計    | －    | 242,075 | －    | 242,075 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

### リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値としており、レベル2の時価に分類しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 890円10銭

(2) 1株当たり当期純利益 44円58銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は307千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は301千株であります。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

2026年8月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することについて決議し、以下の通り実施いたしました。

(1) 取得を行う理由

株主還元の拡充および資本効率の向上を図るとともに、企業価値の持続的向上を企図した株式報酬等のインセンティブとして交付する株式への充当を目的として自己株式を取得する

ものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

|             |                                                    |
|-------------|----------------------------------------------------|
| ①取得する株式の種類  | 当社普通株式                                             |
| ②取得する株式の総数  | 200,000 株 (上限)<br>(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合0.5%)   |
| ③株式の取得価額の総額 | 500 百万円 (上限)                                       |
| ④取得期間       | 2026年8月26日～2027年1月29日                              |
| ⑤取得方法       | 株式会社東京証券取引所における市場買付け (証券会社との覚書により当日の発注を一任する覚書一任方式) |

(従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分)

2026年8月25日開催の取締役会において、従業員持ち株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度 (以下「本制度」といいます。) に基づき、下記のとおり、インテージグループ従業員持株会 (以下「本持株会」といいます。) を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分を行うことを決議いたしました。

処分の概要

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| ①処分期日         | 2027年2月26日          |
| ②処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 135,000株 (注) |
| ③処分価額         | 1 株につき1,928円        |
| ④処分総額         | 260,280,000円 (注)    |

|                  |                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑤処分方法<br>(割当予定先) | <p>第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として、上記②に記載の処分する株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を本持株会に対して割り当てます(当該割り当てた数が処分する株式の数となります。)</p> <p>(インテージグループ従業員持株会 135,000株)</p> <p>なお、各対象従業員(以下に定義します。)からの付与株式数の一部申し込みは受け付けないものとします。</p> |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(注)「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社及び当社子会社の従業員2,700名に対して、それぞれ当社普通株式50株を譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する当社及び当社子会社の従業員(以下「対象従業員」といいます。)の数(最大2,700名)に応じて確定します。具体的には、上記⑤に記載のとおり、本持株会が定めた申込み株式の数が「処分する株式の数」となり、当該数に1株当たりの処分価額を乗じた額が「処分総額」となります。なお、当社又は当社の子会社は、各対象従業員に対して一律に金銭債権96,400円を支給し、当社は、本持株会を通じて各対象従業員に対して一律に50株を割り当てます。

株主資本等変動計算書 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位：千円)

|                       | 株 主 資 本   |           |          |           |           |            |            | 株 主 資 本 計 合 |
|-----------------------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|------------|------------|-------------|
|                       | 資本金       | 資 本 剰 余 金 |          | 利 益 剰 余 金 |           |            | 自 己 株 式    |             |
|                       |           | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 利益準備金     | その他利益剰余金  |            |            |             |
|                       |           |           |          |           | 別途積立金     | 繰越利益剰余金    |            |             |
| 当 期 首 残 高             | 2,378,706 | 2,033,994 | 11,490   | 40,100    | 8,000,000 | 7,157,412  | △3,334,616 | 16,287,087  |
| 当 期 中 の 変 動 額         |           |           |          |           |           |            |            |             |
| 剰 余 金 の 配 当           |           |           |          |           |           | △1,790,807 |            | △1,790,807  |
| 当 期 純 利 益             |           |           |          |           |           | 99,547     |            | 99,547      |
| 自己株式の取得               |           |           |          |           |           |            | △82        | △82         |
| 自己株式の処分               |           |           |          |           |           |            | 17,697     | 17,697      |
| 株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額） |           |           |          |           |           |            |            |             |
| 当期中の変動額合計             | -         | -         | -        | -         | -         | △1,691,260 | 17,614     | △1,673,646  |
| 当 期 末 残 高             | 2,378,706 | 2,033,994 | 11,490   | 40,100    | 8,000,000 | 5,466,151  | △3,317,001 | 14,613,441  |

|                       | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |                     | 純 資 産 合 計  |
|-----------------------|-------------------------|---------------------|------------|
|                       | そ の 他 有 価 証 券 金 評 価 差 額 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |            |
| 当 期 首 残 高             | 191,364                 | 191,364             | 16,478,451 |
| 当 期 中 の 変 動 額         |                         |                     |            |
| 剰 余 金 の 配 当           |                         |                     | △1,790,807 |
| 当 期 純 利 益             |                         |                     | 99,547     |
| 自己株式の取得               |                         |                     | △82        |
| 自己株式の処分               |                         |                     | 17,697     |
| 株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額） | △59,217                 | △59,217             | △59,217    |
| 当期中の変動額合計             | △59,217                 | △59,217             | △1,732,863 |
| 当 期 末 残 高             | 132,146                 | 132,146             | 14,745,587 |

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

1. 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

### 2. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式  
その他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法によっております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

・ 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される 決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

## (2) 固定資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産

定率法によっております。(1998年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。)

### ② 無形固定資産

定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づく定額法によっております。

### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ・退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。  
過去勤務費用は、その発生時に一括処理しております。
- ④ 株式給付引当金 株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

##### ① 経営管理料

当社は連結子会社に対して、経営管理サービスを提供しており、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

##### ② 建物の賃貸

当社は連結子会社に対して、建物を賃貸しており、リース取引に関する会計基準に基づき収益を認識しております。

##### ③ 受取配当金

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる事項

##### ① 退職給付に係る会計処理の方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。

### 3. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 重要な会計方針に係る事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

#### 4. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「預け金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

#### 5. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

##### (1) 関係会社株式等の減損処理

###### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表には、関係会社株式10,743,216千円、その他の関係会社有価証券490,623千円、関係会社出資金350,275千円を計上しております。なお、当事業年度において、関係会社株式評価損は計上しておりません。

###### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式、関係会社出資金については、市場価格のない株式等であり、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額を基礎とした実質価額が取得価額と比べて50%以上低下したものについては、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。また、会社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該会社の株式を取得している場合においては、超過収益力等が見込めなくなったときには、これを反映した実質価額が取得原価の50%を下回っている場合に、減損処理を行っております。

その他の関係会社有価証券はINTAGE Open Innovation投資事業有限責任組合への出資であり、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

評価にあたっては、市場価格のない株式等及び投資事業組合が保有する株式等については、経済環境の仮定等に不確実性が含まれており、経済環境の悪化等により仮定等に影響が生じる場合、翌事業年度以降において追加での減損処理が必要となる可能性があります。

## (2) 株式会社リサーチ・アンド・イノベーションに対する関係会社貸付金の評価

### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表には、株式会社リサーチ・アンド・イノベーションに対する関係会社長期貸付金1,600,000千円を計上しております。また、損益計算書において、これに対応する貸倒引当金繰入額1,400,000千円を計上しております。

### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社に対する貸付金の評価にあたっては、個別に財政状態及び経営成績等の状況を勘案し、財務内容評価法に基づき回収不能見込額について貸倒引当金を計上することとしております。当該貸倒引当金の金額算定においては、関係会社の事業計画等に基づき将来の支払能力を検討し、回収可能額を合理的に見積っております。

当事業年度において、株式会社リサーチ・アンド・イノベーションは債務超過の状況であることから、同社に対する関係会社貸付金を貸倒懸念債権に分類し、財務内容評価法により回収可能額を見積もっております。当該回収可能額は、株式会社リサーチ・アンド・イノベーションの債務超過の程度、今後の収益及び資金繰りの見通しを総合的に考慮して見積もっておりますが、将来の支払能力を検討した結果、貸付金の一部について回収が困難であると判断し、回収不能見込額1,400,000千円を貸倒引当金に繰り入れております。

今後の収益及び資金繰りの見通しの基礎となる事業計画には、翌事業年度における主要サービスの新規案件の獲得見込やその後の将来期間における売上高成長予測等の不確実性の高い仮定が含まれております。これらの仮定は、顧客との交渉状況、市場環境の変化等の影響を受けるため、不確実性を伴います。したがって、これらの仮定に重要な変更が生じた場合には、翌事業年度以降の計算書類において、追加の貸倒引当金の繰入が生じる可能性があります。

## 6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,461,687千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|          |             |
|----------|-------------|
| ① 短期金銭債権 | 5,270,647千円 |
| ② 長期金銭債権 | 1,631,000千円 |
| ③ 短期金銭債務 | 7,997,204千円 |
| ④ 長期金銭債務 | 577,689千円   |

(3) 当社においては、資金調達の安定性を確保しつつ、必要に応じた機動的な資金調達を行うことにより、資金効率の向上を図ることを目的としてコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。なお、本契約には財務制限条項が付されております。

|                |             |
|----------------|-------------|
| コミットメントライン設定金額 | 3,000,000千円 |
| 借入実行残高         | －千円         |
| 借入未実行残高        | 3,000,000千円 |

## 7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|             |             |
|-------------|-------------|
| ① 営業収益      | 4,872,206千円 |
| ② 営業費用      | 747,404千円   |
| ③ 営業取引以外の収入 | 52,328千円    |
| ④ 営業取引以外の支出 | 89,854千円    |

## 8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

当事業年度末の自己株式の種類及び総数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 2,215,670株 |
|------|------------|

(注) 役員向け株式給付信託として保有する当社株式301,614株を含めております。

## 9. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

|              |             |
|--------------|-------------|
| 賞与引当金        | 15,588千円    |
| 投資有価証券       | 62,418千円    |
| 関係会社株式       | 1,884,068千円 |
| その他の関係会社有価証券 | 450,511千円   |
| 貸倒引当金        | 534,999千円   |
| 資産除去債務       | 134,336千円   |
| 繰越欠損金        | 66,671千円    |
| その他          | 158,309千円   |

|          |             |
|----------|-------------|
| 繰延税金資産小計 | 3,306,903千円 |
|----------|-------------|

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 1 | △13,785千円 |
|-------------------------|-----------|

|                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △1,447,417千円 |
|-----------------------|--------------|

|          |              |
|----------|--------------|
| 評価性引当額小計 | △1,461,202千円 |
|----------|--------------|

|          |             |
|----------|-------------|
| 繰延税金資産合計 | 1,845,700千円 |
|----------|-------------|

#### (繰延税金負債)

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | △65,220千円 |
|--------------|-----------|

|        |           |
|--------|-----------|
| 前払年金費用 | △46,456千円 |
|--------|-----------|

|          |            |
|----------|------------|
| 繰延税金負債合計 | △111,677千円 |
|----------|------------|

|           |             |
|-----------|-------------|
| 繰延税金資産の純額 | 1,734,023千円 |
|-----------|-------------|

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

|              | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超     | 合計            |
|--------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|---------------|
| 税務上の繰越欠損金(a) | —    | —           | —           | —           | —           | 66,671  | 66,671千円      |
| 評価性引当額       | —    | —           | —           | —           | —           | △13,785 | △13,785 //    |
| 繰延税金資産       | —    | —           | —           | —           | —           | 52,886  | (b) 52,886 // |

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金66,671千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産52,886千円を計上しております。当該繰延税金資産52,886千円は、当社における税務上の繰越欠損金の一部について認識したものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を計上しておりません。

## 2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに表示を行っております。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

### 親会社

| 属性  | 会社等の名称     | 議決権等の所有割合      | 関連当事者との関係 | 取引の内容      | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------|----------------|-----------|------------|--------------|-----|--------------|
| 親会社 | 株式会社NTTドコモ | (被所有) 直接 51.0% | —         | (注1) 資金の預入 | 4,706,342    | 預け金 | 4,706,342    |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、金利については市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## 子会社

| 属性  | 会社等の名称               | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 |          | 取引金額<br>(千円) | 科 目       | 期末残高<br>(千円) |
|-----|----------------------|----------------|-----------|-------|----------|--------------|-----------|--------------|
| 子会社 | 株式会社インテージ            | 直接<br>100.0%   | 役員の兼任     | (注1)  | 経営管理料の受領 | 1,561,934    | 未収入金      | 277,186      |
|     |                      |                |           | (注2)  | 建物の賃貸    | 51,262       | 預り保証金     | 478,992      |
| 子会社 | 株式会社インテージリサーチ        | 間接<br>100.0%   | －         | (注3)  | 資金の借入    | 1,000,000    | 関係会社短期借入金 | 1,300,000    |
|     |                      |                |           |       | 資金の返済    | 600,000      | －         | －            |
| 子会社 | 株式会社リサーチ・アンド・イノベーション | 間接<br>61.4%    | －         | (注3)  | 利息の受取    | 25,552       | 関係会社長期貸付金 | 1,600,000    |
| 子会社 | 株式会社インテージヘルスケア       | 直接<br>100.0%   | 役員の兼任     | (注4)  | 配当金の受領   | 1,393,776    | －         | －            |
|     |                      |                |           | (注3)  | 資金の借入    | 1,800,000    | 関係会社短期借入金 | 4,680,000    |
|     |                      |                |           |       | 資金の返済    | 1,600,000    | －         | －            |
| 子会社 | 株式会社プラメド             | 間接<br>100.0%   | －         | (注3)  | －        | －            | 関係会社短期借入金 | 500,000      |
| 子会社 | 株式会社インテージテクノスフィア     | 直接<br>100.0%   | 役員の兼任     | (注3)  | 資金の借入    | 700,000      | 関係会社短期借入金 | 1,050,000    |

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 経営管理料については、グループ会社の経営管理に係る費用を勘案して決定しております。
- (注2) 建物の賃貸料については、市場価格等を勘案して、交渉の上決定しております。
- (注3) 資金の貸付及び借入については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）又は金銭消費貸借契約に基づいて行っており、金利については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注4) 受取配当金については、グループ会社の財務状況を勘案し一定の基準に基づき決定しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 385円91銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 2円61銭   |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は307千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は301千株であります。

## 12. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

連結注記表「11. 重要な後発事象に関する注記」に同一内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分)

連結注記表「11. 重要な後発事象に関する注記」に同一内容を記載しておりますので、注記を省略しております。